

6. 農林水産省

01. 水田活用の所得補償交付金
 02. 輸出拡大リード事業（委託費）
 03. 輸出拡大サポート事業
 04. 緑と水の環境技術革命プロジェクト事業
 05. 6次産業総合推進事業
 06. 6次産業化推進整備事業
 07. 農山漁村再生可能エネルギー導入事業（農山漁村再生可能エネルギー供給モデル早期確立事業）
 08. 強い農業づくり交付金
 09. 産地活性化総合対策事業
 10. 果樹・茶支援対策事業
 11. エコフィールド緊急増産対策事業
 12. 環境保全型農業直接支援対策
 13. 産地再生関連施設緊急整備事業
 14. 鳥獣被害防止総合対策交付金
 15. 農業者戸別所得補償制度
- （ 畑作物の所得補償交付金、米の所得補償交付金
米価変動補填交付金、規模拡大加算 ）

16. 経営体育成支援事業
17. 戸別所得補償経営安定推進事業
18. 新規就農総合支援事業
19. 中山間地域等直接支払交付金
20. 山村振興法に基づく地方税の不均一課税に伴う減収補填
21. 中山間地域活性化資金
22. 食と地域の交流促進対策交付金
23. 農山漁村ふるさと応援推進事業
24. 特定地域振興生産基盤整備事業
25. 農地・水保全管理支払交付金
26. 耕作放棄地再生利用緊急対策交付金
27. 戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業
28. 海岸事業
29. 災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業
30. 農山漁村地域整備交付金
31. 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金
32. 農山漁村再生可能エネルギー導入事業（小水力等農村地域資源利
活用促進事業）

33. 新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業
34. 地域における産学連携支援事業
35. 農山漁村におけるバイオ燃料等生産基地創造のための技術開発
36. 「緑の雇用」現場技能者育成対策事業
37. がんばれ！地域林業サポート事業
38. 地域材供給倍増事業
39. 森林吸収源対策等の着実な推進（森林整備事業・治山事業）
40. 有害生物漁業被害防止総合対策事業
41. 強い水産業づくり交付金
42. 離島漁業再生支援交付金
43. 産地水産業強化支援事業
44. 漁業収入安定対策事業
45. 廃船 FRP 漁船の魚礁等への活用実証事業
46. 漁業就業者確保・育成対策事業
47. 漁港のエコ化推進事業

農林水産省 1

施策名	水田活用の所得補償交付金	予算額(百万円)	228,431
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	—		
概要	食料自給率の向上等を図るため、水田で麦、大豆、米粉用米、飼料用米等の戦略作物を生産する農業者に対して、主食用米並みの所得を確保し得る水準の交付金を交付。		
対象者	「販売農家」又は「集落営農」		
対象事業	水田で麦、大豆、米粉用米、飼料用米等の戦略作物を生産する場合に、主食用米並みの所得を確保し得る水準の交付金を面積払で直接交付。また、二毛作の戦略作物の生産に対する助成、耕畜連携の取組に対する助成、地域の実情に即した戦略作物の生産性向上の取組等に対する支援を実施。		
支援内容	<p>①戦略作物助成 主食用米を作付けしない水田における戦略作物の作付面積に応じて交付金を交付。 ＜交付単価＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・麦、大豆、飼料作物：35,000円/10a ・米粉用米、飼料用米、WCS用稲：80,000円/10a ・そば、なたね、加工用米：20,000円/10a <p>②二毛作助成：15,000円/10a 「主食用米と戦略作物」又は「戦略作物同士」の組み合わせによる二毛作の戦略作物の作付面積に応じて交付金を交付。</p> <p>③耕畜連携助成：13,000円/10a 耕畜連携の取組（飼料用米のわら利用、水田放牧、資源循環）面積に応じて交付金を交付。</p> <p>④産地資金 地域の実情に即して、戦略作物の生産性向上等の取組、地域振興作物や備蓄米の生産を支援。交付対象作物・交付単価は都道府県（又は地域）において設定。</p>		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール(予定でも可)	<p>交付金を受ける手順は以下のとおり。</p> <p>① 販売農家・集落営農が交付申請書等の申請書類を地方農政事務所又は地域農業再生協議会に提出（申請期限は6月30日まで。）</p> <p>② 交付金額を算定し、国が交付金を販売農家・集落営農が指定した口座に振り込み。</p>		
備考	—		
連絡先	農林水産省 生産局農産部穀物課	TEL：03-3597-0191 FAX：03-6744-2523 URL： http://www.maff.go.jp/j/kobetu_ninaite/index.html	

農林水産省 2

施策名	輸出拡大リード事業（委託費）	予算額(百万円)	318
		区分(新規・継続・変更)	変更
根拠法令等	—		
概要	我が国の農林水産物・食品の信頼を回復し、輸出の落ち込みを挽回し、再び拡大させていくことは、今後の農政にとって重要な課題であることから、日本産品の魅力を日本食文化と融合して発信するイベントを実施し需要の喚起を図ると共に、「ジャパン・ブランド」の国家戦略的マーケティングの構築、国際見本市への出展や国内商談会等を効果的に組み合わせて輸出に取り組む農林漁業者等を支援。		
対象者	民間団体等		
対象事業	<p>①日本の農林水産品等が持つ美味しさ等の魅力を、日本の伝統的な食文化と併せて発信するため、主要輸出国においてイベントを開催。</p> <p>②主要な輸出国・地域において、重点品目やターゲットとする需用者についての市場調査等マーケティングを強化。</p> <p>③輸出の経験の少ない農林漁業者等が輸出へのチャレンジを支援するため、セミナー等や海外バイヤーを招へいしての商談会等を開催。</p> <p>④今後経済的成長が期待できるアジアを中心に、日本産農林水産物等の商流構築と効果的な普及を図るため、有力な国際見本市へジャパンパビリオンを出展。</p>		
支援内容	委託費		
変更のポイント	対象事業①の追加		
支援手続スケジュール (予定でも可)	<p>(1) 上記事業③及び④については5月を目途に公示、6月に受託者を決定予定。</p> <p>(2) 上記事業①及び②については6月を目途に公示、7月に受託者を決定予定。</p> <p>(3) 受託者決定後、③及び④については、各事業への参加農林漁業者等を受託者を通じて募集する予定。</p>		
備考	—		
連絡先	農林水産省 食料産業局輸出促進グループ	TEL : 03-6744-1502 FAX : 03-6738-6475 URL :	

農林水産省 3

施策名	輸出拡大サポート事業	予算額(百万円)	912
		区分(新規・継続・変更)	変更
根拠法令等	—		
概要	我が国の農林水産物・食品の信頼を回復し、輸出の落ち込みを挽回し、再び拡大させていくことは、今後の農政にとって重要な課題であることから、農林漁業者等が輸出拡大に向けて取り組む品質管理体制の強化、ジャパン・ブランドの確立、農産物の品種保護を図るための技術開発、海外外食事業者を通じた日本料理の情報発信等に係る事業費に対し補助金を交付。		
対象者	民間団体等		
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ①品質管理体制強化のためHACCP導入やマネジメント体制強化を行うための人材育成等の取組 ②品目別団体等が行うジャパンブランド確立や産地間調整、海外市場におけるマーケティング活動、PR活動 ③輸出拡大に取り組む事業者が行う輸出担当者の育成や海外市場開拓調査、海外バイヤーの招へい、海外への試験輸送、輸出プロモーターの活用等の取組 ④日本産食品の美味しさ・品質の高さ等をアピールするため、海外に販売拠点を構築する取組 ⑤輸出志向のある農林漁業者等と現地バイヤーとのマッチング(商談会)の場を提供する取組 ⑥海外へ輸出を図る農産物の品種保護を図るため、DNAレベルで識別する技術の開発等を行う取組 ⑦海外外食事業者を通じたジャパン・ブランドの構築と日本食材の輸出拡大ための取組 ⑧我が国の農林水産物や日本の食文化を発信する「食と農林漁業の祭典(仮称)」の国内開催に向けた取組 		
支援内容	<p>上記事業のうち</p> <ul style="list-style-type: none"> ①及び⑥は事業費の定額又は1/2を補助 ③は事業費の1/2を補助 その他は事業費の定額を補助 		
変更のポイント	本年度より、新たにジャパン・ブランドの確立、HACCP導入等による品質管理体制の強化、日本産農林水産物や日本食文化等を発信する取組を支援。		
支援手続スケジュール(予定でも可)	<p>地域の農林漁業者等に多くの活用が見込まれる、上記事業②及び③については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①事業者は事業実施計画を策定、農林水産省に補助事業の承認を申請(公募期間:5月~9月末) ②農林水産省は申請のあった事業実施計画について審査し、補助対象を決定((予定)第1回:7月、第2回:9月、第3回:11月) ③農林水産省は補助対象に決定した者に対して補助金の額の割当内示及び交付決定を通知((予定)第1回:7月、第2回:9月、第3回:11月) ④補助事業実施主体は定められた期間内に事業を実施(25年3月末まで) ⑤補助事業実施主体は事業終了後速やかに農林水産省に補助金実績報告書及び事業実施報告書を提出(25年4月上旬まで) ⑥農林水産省は補助金実績報告及び事業実施報告を確認、補助金の額を確定し実施主体に補助金を交付(25年4月上中旬) 		
備考	—		
連絡先	農林水産省 食料産業局輸出促進グループ	TEL: 03-6744-7045 FAX: 03-6738-6475 URL:	

農林水産省 4

施策名	緑と水の環境技術革命プロジェクト事業	予算額(百万円)	1,387
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	—		
概要	<p>農林水産業・農山漁村に豊富に存在する未利用のバイオマスや自然エネルギーなどの資源と他産業の持つ革新的技術の融合による新たな産業を創出。これにより、農山漁村の6次産業化を推進し、「2020年までに農山漁村において6兆円規模の新産業を創出」するとの目標の実現に貢献するとともに、雇用と所得を確保を図り、地域社会の活性化を実現する。</p>		
対象者	<p>民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特例民法法人、企業組合、特定非営利活動法人、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、特殊法人、許可法人、公社、農林漁業者の組織する団体、第3セクター、消費生活協同組合、事業協同組合、独立行政法人、技術研究組合及び事業化共同体（コンソーシアム）</p>		
対象事業	<p>「緑と水の環境技術革命総合戦略」に位置付けられた重点分野や新技術について以下の支援を実施する。</p> <p>(1)事業可能性調査 事業化につながる可能性のある技術について採算性や技術課題等を調査・検討する事業化可能性調査を支援する。</p> <p>(2)新技術の開発実証 事業化が見込まれる新技術について、実証機器の整備など試行・試作を支援するとともに実用化に向けた技術実証の支援を行う。</p>		
支援内容	<p>(1)事業可能性調査 定額 (2)新技術の開発実証 2/3、1/2</p>		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール (予定でも可)	<p>支援を受ける手順は原則として以下のとおり。</p> <p>①事業実施主体は、申請書類を作成し、公募期間中に農林水産省本省に提出。 ②農林水産省は、事業実施計画の内容について要件等を確認。提出のあった申請書類について、選定審査委員会を開催し、補助金交付候補者を決定。 ③国は、予算の範囲内において補助金交付候補者に対し補助金を交付。</p>		
備考	—		
連絡先	<p>農林水産省 食料産業局新事業創出課</p>	<p>TEL : 03-6738-6317 FAX : 03-3502-5301 URL : http://www.maff.go.jp/j/shokusan/kankyo/seisaku/s_midorimizu/midorimizu.html</p>	

農林水産省 5

施策名	6次産業総合推進事業	予算額(百万円)	711
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	—		
概要	農林漁業者等の6次産業化に係る新商品の開発や積極的な取組を促す環境づくり等の取組に対して支援。		
対象者	農林漁業者等、事業者等		
対象事業	<p>「1」地域段階の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ○農林漁業者等の新たな事業分野への進出に係る直接支援 農林漁業者等の6次産業化を推進するため、地域の農林漁業者等による6次産業化の取組に向けた計画づくり、新商品開発や販路開拓などの取組を支援。 ○農林漁業者等の6次産業化の取組を促進する環境作りに対する支援 農林漁業者等の6次産業化の取組を促す環境づくりを進めるため、農林漁業者等への技術研修、関係者間での交流会の開催などの取組を支援。 <p>「2」全国段階の取組</p> <p>地域段階の取組を効果的に進めるため、農林漁業者等の6次産業化の取組をサポートする人材の育成・紹介や、6次産業化の先達（ボランティア・プランナー等）による経営診断、販路拡大の機会を創出する商談会・フェアの開催、6次産業化の推進に係る調査、技術を核にした関係機関等の連携の促進などを実施。</p>		
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「1」については補助率：1/2、2/3（六次産業化法及び農商工等連携促進法の認定を受けた場合） ○ 「2」については補助率：定額 		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール (予定でも可)	<p>「1」については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○支援対象や内容、募集期間、公募要領等の詳細については、募集開始にあわせ農林水産省のホームページに掲載。 ○申請書を地方農政局等に提出。 ○農林水産省本省において、第3者による公募選定審査委員会を開催して事業を選定。 ○選定された事業は、地方農政局等において事業実施計画の審査を受けた後、補助金の交付を決定。 <p>「2」については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○支援対象や内容、募集期間、公募要領等の詳細については、募集開始にあわせ農林水産省のホームページに掲載。 ○申請書を農林水産省本省に提出。 ○農林水産省本省において、第3者による公募選定審査委員会を開催して事業を選定。 ○選定された事業は、農林水産省本省において、事業実施計画の審査を受けた後、補助金の交付を決定。 		
備考	—		
連絡先	農林水産省 食料産業局産業連携課	TEL : 03-6744-2063 FAX : 03-6738-6475 URL : http://www.maff.go.jp/j/shokusan/sanki/6jika.html	

農林水産省 6

施策名	6次産業化推進整備事業	予算額(百万円)	2,194
		区分(新規・継続・変更)	変更
根拠法令等	—		
概要	農林漁業者等による6次産業化を強力に推進し、農山漁村における雇用の創出と所得の向上を図るため、農林漁業者等が自ら、あるいは食品産業事業者と連携して行う6次産業化の取組について、農林水産物処理加工施設や販売施設、農林漁業用機械等の整備を支援		
対象者	①農林漁業者団体（農林漁業者3戸以上が主たる構成員又は出資者となっている団体並びにこれらの団体が主たる構成員又は出資者となっている法人等） ②食品産業事業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者（個人を除く。）又は農業協同組合等であつて、農林漁業者団体等と連携する者）		
対象事業	①農林漁業者団体が、六次産業化法の規定に基づく認定を受けた総合化事業計画に従って実施する、六次産業化法の総合化事業に係る取組に必要となる、農林水産物等の加工・流通・販売施設等の整備を支援 ②農林漁業者団体等又は食品産業事業者が、農商工等連携法の規定に基づく認定を受けた農商工等連携事業計画に従って実施する、新商品の生産を行うための取組に必要となる、農林水産物等の加工・流通・販売施設等の整備を支援		
支援内容	補助率は事業費の1/2以内（補助金の上限は1億円）		
変更のポイント	6次産業化推進整備事業（農業主導タイプ、地産地消タイプ、農商工等連携タイプ）の3タイプに細分化されていた事業を一元化		
支援手続スケジュール (予定でも可)	○支援対象や内容、募集期間、公募要領等の詳細については、募集開始にあわせ農林水産省のホームページに掲載。 ○事業者は申請書を地方農政局等に提出。 ○農林水産省本省において、第三者による選定審査委員会の手続きを経て、候補者を決定。 ○候補者が作成した事業実施計画について、地方農政局等がこれを審査・承認した後に、補助金の交付決定。 (※平成24年6月頃の公募を予定)		
備考	—		
連絡先	農林水産省 食料産業局産業連携課	TEL : 03-6738-6474 FAX : 03-6738-6475 URL : http://www.maff.go.jp/i/soushoku/sanki/6jika.html	

農林水産省 7

施 策 名	農山漁村再生可能エネルギー導入事業（農山漁村再生可能エネルギー供給モデル早期確立事業）	予算額(百万円)	532
		区分(新規・継続・変更)	新規
根拠法令等	—		
概 要	<p>東京電力福島第一原子力発電所の事故を契機として、再生可能エネルギーの導入促進により自立・分散型のエネルギー供給システムの実現を図っていくことが喫緊の課題となっている。</p> <p>一方、農山漁村には、土地、水、バイオマスといった資源が豊富に存在しており、これを活用した発電事業により、所得の向上等を通じた農山漁村の活性化が可能となる。</p> <p>このため、農山漁村に存在する資源を活用して再生可能エネルギーの供給を行おうとする主体の特色ある取組を支援し、モデル的な事業体を育成することを通じて、自立・分散型のエネルギー供給体制の実現と農山漁村の活性化を図る。</p> <p>具体的には、以下の支援を実施する。</p> <p>① 太陽光、風力、地熱、バイオマス、小水力発電の事業を円滑に開始・運営するための取組等への支援</p> <p>② モデル構築に必要な施設整備への支援</p>		
対 象 者	<p>①農林漁業者、農林漁業者の組織する団体、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特例民法法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、第3セクター、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、独立行政法人、特殊法人、認可法人、公社、地方公共団体、その農林水産省他食料産業局長が特に必要と認める団体</p> <p>②農林漁業者、農林漁業者の組織する団体、民間事業者、企業組合、事業協同組合、その他農林水産省食料産業局長が特に必要と認める団体であり、以下の要件を満たすもの</p> <p>1 農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体（以下「農林漁業者等」という。）が発電事業を行う事業体の運営に参画する等、農林漁業者等が事業体の意思決定を実質的に支配する体制が構築されていること。</p> <p>2 発電事業により得られた収益により、農林漁業者の所得向上につながる仕組みが構築されていること。</p>		
対象事業	<p>①農山漁村において、農林漁業者等が参画し、太陽光、風力、地熱、バイオマス、小水力等の農山漁村の資源を活用した再生可能エネルギー電気の発電事業を円滑に開始・運営するため、関係者による協議会の開催や地域での合意形成のための取組を行う。</p> <p>②農山漁村において、農林漁業者等が参画する農山漁村の資源を活用した再生可能エネルギー発電事業のモデル的な取組に必要な発電施設の整備を行う。</p>		
支援内容	<p>①補助率：定額</p> <p>②補助率：1/2以内</p>		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール(予定でも可)	<p>○支援対象や内容、募集期間、公募要領等の詳細については、農林水産省のホームページに掲載中。</p> <p>①http://www.maff.go.jp/j/supply/hozyo/shokusan/120423_2.html</p> <p>②http://www.maff.go.jp/j/supply/hozyo/shokusan/120423_3.html</p> <p>○事業者は申請書を地方農政局等に提出（提出期限：①5/22まで、②5/28まで）。</p> <p>○農林水産省本省において、第三者による選定審査委員会の手続きを経て、候補者を決定。</p> <p>○候補者が作成した事業実施計画について、地方農政局等がこれを審査・承認した後に、補助金の交付決定。</p>		
備 考	—		
連絡先	農林水産省食料産業局 再生可能エネルギーグループ	TEL : 03-6744-1507 FAX : 03-6738-6552 URL : http://www.maff.go.jp/j/shokusan/renewable/energy/yosan.html	

農林水産省 8

施策名	強い農業づくり交付金	予算額(百万円)	2,093
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	—		
概要	国産農産物の安定供給のため、生産から流通までの強い農業づくりに必要な共同利用施設の整備等について、国が都道府県に対して交付金を交付。		
対象者	都道府県、市町村、農業者の組織する団体等（都道府県経由）		
対象事業	<p>1 食料供給力の強化と生産の持続性の確保への取組 産地における加工・業務用需要への対応等による販売量の拡大、高付加価値化等による販売価格の向上、生産・流通コストの低減に向けた取組に必要な共同利用施設の新設等。</p> <p>2 安全で効率的な流通システムの確立への取組 中央卸売市場における低温卸売場などの施設の整備や、卸・仲卸業者等が組織する事業協同組合等による市場活性化のための施設の整備等。</p>		
支援内容	事業費の1/2以内等を補助		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール (予定でも可)	<p>① 要望地区は、達成すべき成果目標基準を2つまで選定した事業計画を都道府県に提出。</p> <p>② 都道府県は、各地区の事業実施要望を取りまとめ、都道府県計画の策定、成果目標の妥当性についての審査等を行い、要望の成果目標の高さに応じてポイント化し、国（農政局等）に提出（3月下旬）。</p> <p>③ 国は、予算額の範囲内で、要望地区の成果目標等のポイントの高い順に、その国費要望額を踏まえて、都道府県ごとの配分額を算定。</p> <p>④ 国は、都道府県に対して一括して配分。</p> <p>⑤ 都道府県の裁量により、事業実施地区を採択。</p>		
備考	—		
連絡先	農林水産省生産局 総務課生産推進室	TEL : 03-3502-5945 FAX : 03-3502-8518 URL : http://www.maff.go.jp/j/seisan/suisin/tuvoi_nougyou/index.html	

農林水産省 9

施策名	産地活性化総合対策事業	予算額(百万円)	5,288
		区分(新規・継続・変更)	変更
根拠法令等	—		
概要	農業の持続的発展に向けた所得の増大、食料自給率の向上に向けた戦略作物の生産拡大や農作業安全対策の推進による産地の活性化を図る取組に対する補助。		
対象者	協議会、民間団体等		
対象事業	<p>1 産地の収益力向上への取組 産地の収益を向上させるため、産地の関係者が組織する協議会により策定されたプログラム等に基づいて行われる、生産技術力の強化、有機農業の推進、国内産いもでん粉の高品質化技術等の確立、サプライチェーンの構築、地域バイオマスの利活用、乳業の再編、食肉等流通の合理化の取組。</p> <p>2 食料自給率向上に向けた生産拡大の取組 麦、大豆、新規需要米等において産地が大幅に生産拡大するための体制づくりや多収性稲種子の確保等、また粗飼料については広域流通体制の整備や放牧の拡大等による飼料生産拠点の形成等。</p> <p>3 高齢農業者の農作業安全対策の取組 高齢農業者の安全意識向上に資する取組やトラクターの事故防止に向けた取組。</p>		
支援内容	<p>上記対象事業における補助率：</p> <p>1については、定額、6/10、1/2、1/3、1/10以内</p> <p>2については、定額、5.5/10、1/2、1/3、1/10以内</p> <p>3については、定額</p>		
変更のポイント	農作業安全対策を整理統合。		
支援手続スケジュール(予定でも可)	<p>① 事業実施主体は、当該事業の成果目標を設定した上で事業実施計画を作成し農林水産省へ申請。</p> <p>② 農林水産省において、成果目標の妥当性についての審査を行い、計画を承認。</p> <p>③ 農林水産省は、予算の範囲内において、事業の実施に必要な経費について、事業実施主体を補助。</p>		
備考	—		
連絡先	農林水産省生産局 1及び2の事業については 総務課生産推進室 3の事業については 技術普及課生産資材対策室	TEL : 03-3502-5945 (生産推進室) 03-6744-2111 (生産資材対策室) FAX : 03-3502-8518 (生産推進室) 03-3597-0142 (生産資材対策室) URL : http://www.maff.go.jp/j/seisan/suisin/tuvoi_nougou/index.html	

農林水産省 10

施策名	果樹・茶支援対策事業	予算額(百万円)	6,723の内数
		区分(新規・継続・変更)	継続・変更
根拠法令等	—		
概要	<p>【果樹】果樹産地構造改革計画に即して産地・担い手が行う優良品目・品種への転換、小規模な園地整備等を支援。また、改植を実施した際の未収益期間に対する支援を実施。</p> <p>【茶】茶の優良品種への転換、高品質化を加速するため、産地ぐるみで改植等を実施した際の未収益期間に対する支援に加え、改植に要する経費に対する支援を新たに実施。</p>		
対象者	農業者、農業者団体等		
対象事業	<p>【果樹】 産地の戦略（果樹産地構造改革計画）に即して産地・担い手が行う以下の取組等を支援。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○整備事業：優良品目・品種への改植・高接ぎ、条件不利園地の廃園、小規模園地整備（園内道の整備、傾斜の緩和、土壌土層改良等）、用水・かん水施設の設置等 ○推進事業：担い手への園地集積、労働力確保のためのシステムづくり、大苗育苗ほの設置、新技術の導入支援、販路開拓の推進強化等 ○未収益期間支援事業：果樹の育成に要する経費 <p>【茶】 茶園の若返り等による茶葉の高品質化に対する取組等を支援。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○茶改植等支援事業 <ul style="list-style-type: none"> ・優良品種への改植：改植に要する経費 ・未収益期間支援：茶の育成に要する経費 		
支援内容	<p>【果樹】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○整備事業 <ul style="list-style-type: none"> 改植：定額（みかん、りんご）又は1/2以内（その他果樹） 高接ぎ：1/2以内 条件不利園地の廃園：定額（みかん、りんご）又は1/2以内（その他果樹） 小規模園地整備、用水・かん水施設の設置等：1/2以内 ○推進事業 1/2以内 ○未収益期間支援事業：5万円/10a × 改植の翌年から4年分 <p>【茶】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○改植：12万円/10a ○未収益期間支援：4万円/10a × 改植の実施年から3年分 4万円/10a × 棚栽培への転換の実施年から1年分 3.5万円/10a × 台切りの実施年から2年分 		
変更のポイント	<p>【果樹】継続 【茶】変更</p> <p>お茶の経営状況が思わしくないことや、福島第一原発事故の影響により23年5月に暫定規制値を超える茶葉が発生するなど、販売環境も悪化していることから、特に、改植については、産地やお茶農家は、改植等の必要性は認識しているものの、改植そのものに要する経費が大きな負担となっており、改植への投資意欲が低下。このため、24年度については、改植を進める上でネックとなっている改植経費についても支援を行えるよう事業内容を拡充。</p>		

<p>支援手続 スケジュール (予定でも可)</p>	<p>支援を受ける手順は、以下のとおり。 【果樹】 公募時期：4月23日～4月27日（終了）、10月（予定） ①支援対象者は事業計画を作成し、産地協議会、都道府県法人を通じて指定法人に提出。 ②指定法人は計画を承認。 ③事業完了後、支援対象者は実績報告兼支払請求書を作成し、産地協議会、都道府県法人を通じて指定法人に提出。 ④指定法人は内容を審査後、都道府県法人を通じて支援対象者に補助金を交付。 【茶】 公募時期：3月26日～5月18日 ①事業実施主体は事業実施計画及び茶産地生産計画を作成し、地方農政局等に提出。 ②地方農政局等は実施基準等について審査の上、生産局に提出。 ③生産局は、実施基準等について審査の上、事業実施主体（補助金等交付候補者）及び事業実施主体ごとの補助金額を決定するとともに、地方農政局等に通知。 ④地方農政局等は事業実施主体に審査結果を通知。 ⑤事業実施主体は事業実績報告書兼補助金交付請求書を作成し、地方農政局等に提出。 ⑥地方農政局等は内容を審査後、事業実施主体を通じて支援対象者に補助金を交付。</p>
<p>備 考</p>	<p>—</p>
<p>連絡先</p>	<p>農林水産省 【果樹】 TEL：03-3502-5957 生産局園芸作物課 FAX：03-3502-0889 URL：http://www.maff.go.jp/i/seisan/rvutu/fruits/f_siensaku/index.html 【茶】 TEL：03-6744-2117 生産局農産部地域作物課 FAX：03-3502-4133 URL：http://www.maff.go.jp/i/aid/hozyo/2012/seisan/pdf/17.pdf</p>

農林水産省 1 1

施策名	エコフィード緊急増産対策事業	予算額(百万円)	67
		区分(新規・継続・変更)	変更
根拠法令等	食料・農業・農村基本計画		
概要	飼料化業者等がエコフィードの生産・利用を拡大させる取組に対して支援するとともに、食品関連事業者と畜産農家等とのマッチングのための情報整備等に対して支援。		
対象者	地域の食品産業者と畜産農家等とが連携して設立した民間団体等		
対象事業	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域資源活用型エコフィード増産推進事業 地域で発生する食品残さの収集や飼料作物の生産により混合飼料を増産する事業 2 マッチングシステム構築事業 食品産業から発生する食品残さ情報と畜産農家における利用の情報をマッチングするためのシステムを構築する事業 3 地域未活用資源飼料化確立支援事業 地域未活用資源の飼料化を推進するため、利活用の検討及び飼料化の実証試験を実施する事業 		
支援内容	<ol style="list-style-type: none"> 1の事業 <ul style="list-style-type: none"> ・食品残さの利用拡大量に応じ支援【大家畜：100トン/年拡大で145万円以内等】 ・食品残さを飼料利用するために必要な機器の導入【リース経費の1/2（最大3年間）】 2及び3の事業 【定額】 		
変更のポイント	支援内容の変更（流通飼料型エコフィード生産・利用拡大支援事業は、類似の1の事業に一本化して廃止。エコフィード利用畜産物認証制度構築事業は、民間が制度を運営する体制が構築されたため、支援を終了。）		
支援手続スケジュール (予定でも可)	<p>支援を受ける手順は以下のとおり</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 食品産業及び畜産農家等が民間団体を組織し、事業実施計画を作成。 ② 農林水産省が事業実施計画を承認。 ③ 民間団体が補助金交付申請書を作成。 ④ 農林水産省が交付決定を通知。これにより、民間団体が事業を開始。 		
備考	—		
連絡先	農林水産省 生産局畜産部畜産振興課 飼料需給対策室	TEL：03-3591-6745 FAX：03-3502-8294	

農林水産省 12

施策名	環境保全型農業直接支援対策	予算額(百万円)	2,644
		区分(新規・継続・変更)	変更
根拠法令等	食料・農業・農村基本計画第3-2-(8)		
概要	農業者等が、化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組とセットで、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む場合、取組面積に応じた支援等を実施。		
対象者	農業者、共同販売経理を行う集落営農、農業者グループ		
対象事業	<p>農業者等が、化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組とセットで地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い以下の営農活動に取り組む場合、取組面積に応じた支援を実施。</p> <p>① カバークロップ ② リビングマルチ・草生栽培 ③ 冬期湛水管理 ④ 有機農業 ⑤ その他都道府県知事が特に必要と認める取組（地域特認取組）</p>		
支援内容	<p>○共通取組（上記支援の対象となる営農活動のうち①～④の取組） 国の支援単価：4,000円/10a ○地域特認取組 国の支援単価：4,000円/10a以内で取組毎に設定。 （国の支援単価は、国、地方公共団体の負担割合1：1を前提として設定しており、国は、地方公共団体による同額の負担が行われた取組に対して交付金を交付）</p>		
変更のポイント	地域の取り組みやすさに配慮し、支援対象取組として地域特認取組を追加。		
支援手続スケジュール (予定でも可)	<p>支援を受けるまでの手順は、以下のとおり。</p> <p>① 農業者等は、交付申請書及び実施計画書を市町村に提出（7月2日まで）。</p> <p>② 農業者等は、取組終了後速やかに、生産記録等を添付した実施状況報告書を市町村に提出（遅くとも2月下旬まで）。</p> <p>③ 都道府県等による実施確認後、国から農業者等に対して交付金を交付。</p>		
備考	—		
連絡先	農林水産省 生産局 農産部農業環境対策課	TEL：03-6744-0499 FAX：03-3502-0869 URL： http://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/hozen_type/index.html	

農林水産省 13

施策名	産地再生関連施設緊急整備事業	予算額(百万円)	9,500
		区分(新規・継続・変更)	新規
根拠法令等	—		
概要	<p>急激な円高による輸入急増や輸出減少及び異常気象による収量、品質の低下を招いている作目について、産地の競争力を維持・強化するために必要な共同利用施設等の整備を緊急的に支援するため、都道府県に対して補助金を交付。</p>		
対象者	都道府県、市町村、農業者の組織する団体等(都道府県経由)		
対象事業	<p>円高の進行により、輸入が急増又は輸出が減少している農畜産物、異常気象の影響を受け、収量・品質の低下等を招いている農畜産物について、産地の競争力を維持・強化するために必要となる共同利用施設等(乾燥調製貯蔵施設、集出荷貯蔵施設、農産物処理加工施設、家畜排せつ物処理施設、自給飼料保管調製施設、その他の共同利用施設)の整備。</p>		
支援内容	事業費の1/2以内等を補助		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール (予定でも可)	<ol style="list-style-type: none"> ① 事業実施主体は、達成すべき成果目標基準を2つまで選定した事業実施計画を都道府県に提出。 ② 都道府県は、各地区の事業実施計画を取りまとめ、都道府県事業計画総括表を作成し、国(農政局等)に提出(5月中旬)。 ③ 国は、都道府県から提出された事業実施計画について内容を確認し、成果目標のポイントの高い順に、予算額の範囲内で、地区を特定して事業計画を承認。 ④ 国は、都道府県に対して補助金を交付。 ⑤ 都道府県は、管内の事業実施主体に補助金を交付。 		
備考	—		
連絡先	農林水産省生産局 総務課生産推進室	TEL : 03-3502-5945 FAX : 03-3502-8518 URL : http://www.maff.go.jp/j/seisan/suisin/tuyoi_nougyou/index.html	

農林水産省 14

施策名	鳥獣被害防止総合対策交付金	予算額(百万円)	9,500
		区分(新規・継続・変更)	変更
根拠法令等	鳥獣被害防止特措法第8条		
概要	鳥獣被害防止特措法により市町村が作成する被害防止計画に基づき行う、個体数調整、被害防除、生息環境管理等の取組を総合的に支援するため、必要経費を国が都道府県に対して交付。		
対象者	交付先：都道府県 ※都道府県からの交付先は、地域協議会等		
対象事業	<事業内容> 1. 推進事業 ○ 地域ぐるみの被害防止活動 発信器を活用した生息調査、捕獲機材の導入、鳥獣の捕獲・追い払い、放任果樹の除去、緩衝帯の整備、捕獲に関する専門家の育成支援等 2. 整備事業 ○ 侵入防止柵等の被害防止施設の整備 ○ 捕獲鳥獣を地域資源として活用するための処理加工施設の整備 ○ 捕獲鳥獣の焼却施設の整備 <事業実施主体> 推進事業は地域協議会等、整備事業は地域協議会又は地域協議会の構成員である市町村、農業団体等		
支援内容	1. 推進事業 1 / 2 以内 ※鳥獣被害対策実施隊が中心となって行う取組や実施隊の活動強化のための取組、新規地区の取組は、定額（市町村当たり200万円以内。ただし、複数の市町村で構成する協議会が行う場合は市町村当たり220万円以内） 2. 整備事業 1 / 2 以内（条件不利地域は55/100以内、沖縄は2 / 3 以内） ※侵入防止柵の自力施工を行う場合、資材費への定額補助が可能		
変更のポイント	○ 推進事業において、地域における鳥獣被害対策の担い手確保とともに、対策の実効性を一層高める観点から、鳥獣被害対策実施隊に対する重点支援を実施。 ○ 推進事業において、都道府県が事業実施主体となって行う技術指導者育成等を目的とした研修事業を支援対象に追加。		
支援手続スケジュール(予定でも可)	交付を受ける手順は、以下のとおり。 ① 農林水産省は、事前の調査結果をもとに都道府県に対し、交付金を配分。 ② 都道府県は、自らの判断により地域協議会等を採択するとともに、交付金を交付。		
備考	—		
連絡先	農林水産省 生産局農産部 農業環境対策課 鳥獣災害対策室	TEL : 03-3591-4958 FAX : 03-6744-2523 URL : http://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/index.html	

農林水産省 15

施策名	農業者戸別所得補償制度 (畑作物の所得補償交付金 米の所得補償交付金 米価変動補填交付金 規模拡大加算)	予算額(百万円)	<ul style="list-style-type: none"> ・畑作物の所得補償交付金(212,302) ・水田活用の所得補償交付金(228,431) ・米の所得補償交付金(192,900) ・米価変動補填交付金(29,400) ・規模拡大加算(10,000) ・再生利用加算(4,000) ・緑肥輪作加算(1,000)
		区分 (新規・継続・変更)	<ul style="list-style-type: none"> ・畑作物の所得補償交付金(継続) ・水田活用の所得補償交付金(継続) ・米の所得補償交付金(継続) ・米価変動補填交付金(新規) ・規模拡大加算(継続) ・再生利用加算(継続) ・緑肥輪作加算(継続)
根拠法令等	農業者戸別所得補償制度実施要綱		
概要	販売価格が生産費を恒常的に下回っている作物を対象として、その差額を交付することにより、農業経営の安定と国内生産力の確保を図るとともに、戦略作物への作付転換を促し、もって食料自給率の向上と農業の多面的機能の維持を目指す。		
対象者	【畑作物の所得補償交付金】 麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたねの生産数量目標に従って、販売目的で生産(耕作)する販売農家又は集落営農 【水田活用の所得補償交付金】 水田において、麦、大豆、米粉用米、飼料用米等の戦略作物を販売目的で生産する販売農家又は集落営農 【米の所得補償交付金】 米の生産数量目標に従って、販売目的で生産する販売農家又は集落営農 【米価変動補填交付金】 前年度に米の所得補償交付金の交付を受けた販売農家又は集落営農 ● 各種加算措置等 【規模拡大加算】 農地利用円滑化事業により、面的集積するために新たに利用権を設定した農業者戸別所得補償制度加入者(農地の受け手) 【再生利用加算】 「耕作放棄地の再生利用計画」に掲載された農業者のうち、畑作物の所得補償交付金の交付申請者であって、対象となる農地に麦、大豆、そば、なたねを作付けた販売農家又は集落営農 【緑肥輪作加算】 畑作物の所得補償交付金の交付申請者であって、休閒緑肥に取り組む販売農家又は集落営農		

対象事業	<p>【畑作物の所得補償交付金】 対象作物（麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたね）ごとの生産数量目標に従って生産を行う農業者に対して、標準的な生産費と標準的な販売価格の差額分に相当する交付金を直接交付。 支払いは数量払を基本とし、営農を継続するために必要最低限の額を面積払で交付。</p> <p>【水田活用の所得補償交付金】 水田で麦、大豆、米粉用米、飼料用米等の戦略作物を生産する場合に、主食用米並みの所得を確保し得る水準の交付金を面積払で直接交付。また、二毛作の戦略作物の生産に対する助成、耕畜連携の取組に対する助成、地域の実情に即した戦略作物の生産性向上の取組等に対する支援を実施。</p> <p>【米の所得補償交付金】 米の生産数量目標に従って生産を行う農業者に対して、標準的な生産費と標準的な販売価格の差額分に相当する交付金を直接交付。</p> <p>【米価変動補填交付金】 当年産米の販売価格が標準的な販売価格を下回った場合、その差額に相当する交付金を面積当たりで直接交付。</p> <p>● 各種加算措置等</p> <p>【規模拡大加算】 面的集積するため、農地利用集積円滑化事業により新たに利用権を設定した農地の面積に応じて、設定した年度に農地の受け手に交付金を直接交付（農業者戸別所得補償制度の対象となっていない飼料作物（畑）、野菜、果樹等については、特例措置として交付対象）。</p> <p>【再生利用加算】 市町村・農業委員会により耕作放棄地と整理された農地のうち畑の耕作放棄地及び市町村が認定した「調整水田等の不作付地の改善計画」において、本人に作付けの意思がない農地のうち畑転換するものについて、最長5年間交付金を直接交付。</p> <p>【緑肥輪作加算】 対象畑作物の生産力の向上に資する取組として、畑において、輪作作物の間に1年休んで地力の維持・向上につながる作物を栽培し、畑にすき込む場合（休閑緑肥）に、その作付面積に応じて交付金を直接交付。</p>
------	--

支援内容	<p>【畑作物の所得補償交付金】</p> <p>① 数量払 対象作物の当年産の出荷・販売数量に応じて交付金を交付。 <交付単価> 小麦：6,450円～4,580円/60kg、二条大麦：5,390円～3,930円/50kg、 六条大麦：5,880円～4,260円/50kg、はだか麦：7,890円～5,590円/60kg、 大豆：12,170円～10,120円/60kg、てん菜：6,410円程度/t、 でん粉原料用ばれいしょ：11,600円程度/t、そば：16,870円～12,150円/45kg、 なたね：8,680円～7,940円/60kg</p> <p>② 面積払(営農継続支払) 対象作物の前年産の生産実績に応じて交付金を交付。 <交付単価> 20,000円/10a (畑作物共通)</p> <p>【水田活用の所得補償交付金】</p> <p>① 戦略作物助成 主食用米を作付けしない水田における戦略作物の作付面積に応じて交付金を交付。 <交付単価> ・麦、大豆、飼料作物：35,000円/10a ・米粉用米、飼料用米、WCS用稲：80,000円/10a ・そば、なたね、加工用米：20,000円/10a</p> <p>② 二毛作助成：15,000円/10a 「主食用米と戦略作物」又は「戦略作物同士」の組み合わせによる二毛作の戦略作物の作付面積に応じて交付金を交付。</p> <p>③ 耕畜連携助成：13,000円/10a 耕畜連携の取組(飼料用米のわら利用、水田放牧、資源循環)面積に応じて交付金を交付。</p> <p>④ 産地資金 地域の実情に即して、戦略作物の生産性向上等の取組、地域振興作物や備蓄米の生産を支援。交付対象作物・交付単価は都道府県(又は地域)において設定。</p> <p>【米の所得補償交付金】 主食用米の作付面積(一律10a控除)に応じて交付金を交付。 <交付単価> 15,000円/10a</p> <p>【米価変動補填交付金】 米の所得補償交付金の交付対象者に対し、前年度に交付を受けた同交付金の交付対象面積で交付金を交付。 <交付単価> 当年産の販売価格が標準的な販売価格を下回った場合、その差額を基に算定された全国一律の10a当たりの交付単価。</p>
支援内容	<p>【規模拡大加算】 利用権を設定した農地の面積に応じて、農地の受け手に交付金を交付。 <交付単価> 20,000円/10a</p> <p>【再生利用加算】 地域の耕作放棄地の再生利用計画に従って、畑の耕作放棄地に麦、大豆、そば及びなたねを作付けた場合に、平地・条件不利地の条件に応じて、最長5年間交付金を交付。 <交付単価> 平地：20,000円/10a 条件不利地：30,000円/10a</p> <p>【緑肥輪作加算】 畑において、輪作作物の間に1年休んで地力の維持・向上につながる作物を栽培し、畑にすき込む場合(休閒緑肥)に、その作付面積に応じて交付金を交付。 <交付単価> 平地：10,000円/10a</p>

<p>変更の ポイント</p>	<p>【規模拡大加算】 規模拡大を促進するため、人・農地プランにおいて地域の中心となる経営体への農地の集積範囲が定められた場合には、その範囲内で利用権が設定されれば、規模拡大加算の面的集積要件を満たすこととなるよう要件を緩和。</p>
<p>支援手続 スケジュール (予定でも可)</p>	<p>【畑作物の所得補償交付金、水田活用の所得補償交付金、米の所得補償交付金、再生利用加算、緑肥輪作加算】 ①販売農家又は集落営農は、交付申請書及び営農計画書を作成し、地域センター等又は地域農業再生協議会に提出（平成24年度については、申請期限は7月2日まで）。 ②国は交付申請書及び関係書類の内容を審査、交付金額を算定し、交付金を販売農家又は集落営農が指定した口座に振り込み。</p> <p>【米価変動補填交付金】 前年度に米の所得補償交付金の交付を受けた販売農家又は集落営農が、米価変動補填交付金の交付対象者として特定されるため、改めて交付申請を行う必要はない。</p> <p>(注) 交付金は、交付に必要となる予算の成立及び交付単価決定の後（生産年の翌年度の5～6月頃）に支払い。</p> <p>【規模拡大加算】 ①農業者戸別所得補償制度の交付申請者が交付申請書に必要書類を添付して地域農業再生協議会に提出。（申請期限は2月末まで） ②地域農業再生協議会は交付対象要件の確認を行い、農用地利用集積計画を添付して国に提出。（提出は年3回：平成24年9月5日、平成24年12月5日、平成25年3月5日まで） ③国は交付申請書及び関係書類の内容を審査、交付金額を算定し、交付金を販売農家又は集落営農が指定した口座に振り込み。</p>
<p>備 考</p>	<p>—</p>
<p>連絡先</p>	<p>農林水産省 経営局経営政策課経営安定対策室 TEL : 03-3502-5601 FAX : 03-3502-6007 経営局農地政策課 TEL : 03-6744-2151 FAX : 03-3592-2149 生産局穀物課 TEL : 03-3597-0191 FAX : 03-6744-2523 URL : http://www.maff.go.jp/j/kobetu_ninaite/index.html</p>

農林水産省 16

施策名	経営体育成支援事業	予算額(百万円)	6,346
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	—		
概要	新規就農者、意欲ある経営体、集落営農組織など多様な経営体が経営規模の拡大や経営の多角化を図っていくために必要な農業用機械の整備等の経費を支援。		
対象者	交付先(事業実施主体)：地域協議会等 ※地域協議会等から意欲ある多様な経営体に対して助成金を交付。		
対象事業	1 一般型 (1)新規就農者補助事業 新規就農者の経営の早期安定を図るため、農業用機械等導入の初期投資の軽減を支援。 (2)融資主体型補助事業 意欲ある経営体が融資を主体として農業用機械等を導入する場合、融資残の自己負担部分について補助金を交付することにより、主体的な経営展開を補完的に支援。 (3)追加的信用供与補助事業 融資主体型補助事業に係る融資の円滑化等を図るため、農業信用基金協会への補助金の積増による金融機関への債務保証(経営体の信用保証)の拡大を支援。 (4)集落営農補助事業 集落営農の組織化・法人化に必要な農業用機械の導入を支援。 2 条件不利地域型 経営規模の零細な地域等における意欲ある経営体の育成に必要な共同利用機械等の導入を支援。		
支援内容	1 一般型 (1)新規就農者補助事業 補助率：1/2以内(400万円上限) (2)融資主体型補助事業 補助率：融資残額(3/10上限) (3)追加的信用供与補助事業 補助率：定額 (4)集落営農補助事業 補助率：1/2以内 2 条件不利地域型 補助率：1/2以内		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール(予定でも可)	①地方農政局長等は、本事業の実施に当たっての要望調査を実施。 ②地方農政局長等は、要望調査の結果を取りまとめ、採択を決定。 ③地域協議会等が意欲ある多様な経営体の整備計画等を取りまとめた経営体育成支援計画を作成し、地方農政局長等に対して認定申請。 ④地方農政局長等は、事業要件を満たす経営体育成支援計画を認定。 ⑤地域協議会等は、地方農政局長等に対し補助金交付申請、地方農政局長等が交付決定。 ⑥意欲ある経営体が計画承認された整備計画等に基づき機械等の導入を行った際に、地域協議会等は助成金を交付。 ⑦地方農政局長等は、意欲ある経営体に助成を行った地域協議会に対して補助金を交付。 ⑧地域協議会等から地方農政局長等に補助金実績報告の提出、地方農政局長等が額の確定。 (注)平成24年度の要望調査は終了。		
備考	—		
連絡先	農林水産省経営局 TEL：03-6744-2148 就農・女性課経営体育成支援室 FAX：03-3593-2612 URL： http://www.maff.go.jp/j/keiei/keikou/kouzou taisaku/k keiei sien.html		

農林水産省 17

施策名	戸別所得補償経営安定推進事業	予算額(百万円)	7,203
		区分(新規・継続・変更)	新規
根拠法令等	—		
概要	<p>力強い農業構造を実現していくためには、集落・地域での話し合いにより、地域農業のあり方について議論を進め、地域農業を担う経営体や生産基盤となる農地を、将来においても確保していくための展望を作っておくことが必要。このため、本事業により、①市町村や都道府県が行う、地域の中心となる経営体（個人、法人、集落営農）の確保や、②地域の中心となる経営体への農地集積に必要な取組を支援することにより、農業の競争力・体質強化を図り、持続可能な農業を実現する。</p>		
対象者	<p>交付先： 市町村等 ※農地集積協力金（経営転換協力金及び分散錯圃解消協力金）については、市町村等から、以下の者へ交付。 (1) 経営転換協力金 地域の中心となる経営体への農地集積に協力する農地の所有者 ①土地利用型農業から経営転換する農業者、②リタイアする農業者、③農地の相続人 (2) 分散錯圃解消協力金 地域の中心となる経営体の分散した農地の連担化に協力する農地の所有者又はその世帯員等で、次の者 ①地域の中心となる経営体が耕作する農地に隣接する農地の所有者、②地域の中心となる経営体が耕作する農地に隣接する農地を借りて耕作していた者</p>		
対象事業	<p>【人・農地プラン（地域農業マスタープラン）作成事業】 集落・地域が抱える「人と農地の問題解決」のため、集落・地域における話し合いにより、今後の地域の中心となる経営体（個人、法人、集落営農）はどこか、中心となる経営体へどうやって農地を集めるか、中心となる経営体とそれ以外の農業者を含めた地域農業のあり方等を記載した人・農地プラン（地域農業マスタープラン）を作成するための市町村等の取組に対して支援。</p> <p>【農地集積協力金】 人・農地プランに向けた話し合いの中で、地域の中心となる経営体への農地集積や分散化した農地の連担化が円滑に進むようにするため、そうしたプランを定めた市町村において、農地利用集積円滑化団体又は農地保有合理化法人を通じて農地集積に協力する者に対して、市町村等が農地集積協力金を交付。 (1) 経営転換協力金 農地利用集積円滑化団体等に土地利用型作物を栽培する全ての農地又は自留地を除く全ての自作地を白紙委任した農地が対象。 (2) 分散錯圃解消協力交付金 地域の中心となる経営体が耕作する農地に隣接する農地について、交付対象者が、農地利用集積円滑化団体等に白紙委任した農地が対象。</p>		
支援内容	<p>【人・農地プラン（地域農業マスタープラン）作成事業】 市町村等がプラン作成の際に要する経費について、定額を交付。</p> <p>【農地集積協力金】 (1) 経営転換協力金 交付対象者が白紙委任した農地面積に応じて、次の金額を事業実施主体（市町村等）に配分し、事業実施主体は、配分された金額の範囲内で、交付対象者に協力金を交付。 ○ 0.5ha以下 : 30万円/戸 ○ 0.5ha超2.0ha以下 : 50万円/戸 ○ 2.0ha超 : 70万円/戸 (2) 分散錯圃解消協力金 交付対象者が白紙委任した農地面積に応じて、5,000円/10aを事業実施主体（市町村等）に配分し、事業実施主体は、配分された金額の範囲内で、交付対象者に協力金を交付。</p>		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール(予定でも可)	<p>補助金を受ける手順は、以下のとおり。</p> <p>【人・農地プラン（地域農業マスタープラン）作成事業】 ① 地方公共団体が事業実施計画を申請し、農林水産省が計画を承認。 ② 地方公共団体が補助金の交付申請を行い、農林水産省が交付決定。</p> <p>【農地集積協力金】 ③ 交付対象者が、「交付申請書」に必要書類を添付して市町村等に提出（3/10まで）。 ④ 市町村等は、国からの配分額を基に、交付対象者に対して協力金を交付。</p>		
備考	—		
連絡先	<p>農林水産省 経営局経営政策課 TEL : 03-6744-0577 FAX : 03-3502-6007 経営局農地政策課 TEL : 03-6744-2151 FAX : 03-3592-6248 URL : http://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/hito_nouchi.html</p>		

農林水産省 18

施策名	新規就農総合支援事業	予算額(百万円)	13,574
		区分(新規・継続・変更)	新規
根拠法令等	—		
概要	<p>新規就農するにあたっては、技術の習得や所得の確保等が課題となっていることから、就農前後の青年新規就農者に対する給付金の給付（以下の欄の①）、農業法人等の青年就農者の雇用における実践的な研修への助成（同②）、高度な経営力・地域リーダーとしての人間力等を養成する農業者経営教育機関等に対する支援（同③）、就農に関する相談体制の整備（同④）を行うことにより、青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図り、青年就農者の大幅な増大を図る。</p>		
対象者	<p>①交付先（事業実施主体）：都道府県又は市町村 ※就農希望者（研修中の者）に対しては、都道府県又は青年農業者等育成センターから給付。 新規就農者に対しては、都道府県を経由し市町村から給付。 ②助成先：農業法人等 ※公募により選定した民間団体等から支援。 ③助成先：都道府県、民間団体等 ④助成先：民間団体等</p>		
対象事業	<p>青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、以下により総合的な支援を実施。 ○新規就農者確保事業 ①青年就農給付金事業 青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、就農前の研修期間（2年以内）及び経営が不安定な就農直後（5年以内）の所得を確保する給付金を給付。 ②農の雇用事業 青年の農業法人への雇用就農を促進するため、法人が新規就業者に対して実施する実践研修（最長2年間）に要する経費を支援。 ○農業者育成支援事業 ③技術習得支援事業 今後の地域農業のリーダーとなる人材の層を厚くするため、就農希望者や経営発展を目指す農業者等に対して、高度な経営力、地域リーダーとしての人間力等を養成する高度な農業経営者教育機関等に対して支援。 ④新規就農等相談支援事業 就農希望者等に対する全国的な求人情報等の提供や就農相談、就業前の短期就業体験の実施、若い世代の就農意欲向上に向けた取組を支援。</p>		
支援内容	<p>①青年就農給付金事業 補助率：定額 ②農の雇用事業 補助率：定額 ③技術習得支援事業のうち高度な農業経営者育成教育を実施する教育機関への支援 補助率：定額 地域の農業経営者教育の中核教育機関への支援 補助率：定額、1/2以内 ④新規就農等相談支援事業 補助率：定額</p>		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール (予定でも可)	<p>①（1）都道府県は、事業要望量調査を取りまとめ、国に報告。（24年2～3月） （2）国は、都道府県からの事業要望量調査結果に応じ、所要額を配分。（24年4月） （3）事業実施主体は、新規就農者又は就農希望者に給付金を給付。 ②（1）国は公募により事業実施主体を選定。（24年3月） （2）事業実施主体は農業法人等に助成金を助成。 ③ア：高度な農業経営者育成教育を実施する教育機関への支援 （1）国は、公募により事業実施主体を選定。（24年3月） （2）事業実施主体は、地域の中核教育機関等の学生、講師等を対象に高度な農業経営者教育を実施。 イ：地域の農業経営者教育の中核教育機関への支援 （1）国は、都道府県からの事業要望量調査結果（24年4月）に応じ所要額を配分。（24年5月予定。） （2）事業実施主体は、教育水準の向上に向けた取組を実施。 ④（1）国は公募により事業実施主体を選定。（24年3月） （2）選定された事業実施主体は就農相談等を実施。</p>		
備考	—		
連絡先	農林水産省 経営局 就農・女性課	TEL：03-3502-6469 FAX：03-3593-2612 URL： http://www.maff.go.jp/j/new_farmer/index.html	

農林水産省 19

施策名	中山間地域等直接支払交付金	予算額(百万円)	25,917
		区分(新規・継続・変更)	変更
根拠法令等	中山間地域等直接支払交付金実施要領		
概要	耕作放棄地の増加等による多面的機能の低下が特に懸念されている中山間地域等において、農業生産活動を継続して行う農業者等に対し農業生産条件の不利を補正するため、国が交付金を交付。		
対象者	交付先：都道府県 都道府県から交付を受けた市町村は、集落協定又は個別協定に基づき、5年間以上継続して農業生産活動等を行う農業者等（第3セクター、生産組織等を含む。）へ交付金を交付。		
対象事業	<p>対象地域の対象農用地において、集落協定又は個別協定に基づき5年間以上継続して農業生産活動等を行う農業者等に対し、当該農用地の傾斜や地目、面積に応じて交付金を交付。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 対象地域：特定農山村法等地域振興8法の指定地域等 ○ 対象農用地：下記に該当する農用地区域内に存する1ha以上の一団の農用地 <ul style="list-style-type: none"> ア 急傾斜農用地（田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上） イ 自然条件により小区画・不整形な田 ウ 草地比率の高い（70%以上）地域の草地 エ 市町村長が必要と認めた農用地（緩傾斜農用地（田1/100以上1/20未満、畑、草地及び採草放牧地8度以上15度未満）、高齢化率・耕作放棄率の高い農地） オ 都道府県知事が定める基準に該当する農用地 		
支援内容	<p>対象農用地10aあたりの交付単価は、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 急傾斜地等 田 21,000円、畑 11,500円、草地 10,500円、採草放牧地 1,000円 ○ 緩傾斜地等 田 8,000円、畑 3,500円、草地 3,000円、採草放牧地 300円 ○ 草地比率の高い草地 1,500円 <p>ただし、農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項を実施しない場合の交付単価は上記の8割。また、規模拡大等に応じて別途の加算措置。</p>		
変更のポイント	東日本大震災復興特別区域法に規定する復興特別区域を対象地域に追加。		
支援手続スケジュール (予定でも可)	<p>農業者等が交付金を受ける手順は、以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 農業者等が集落協定又は個別協定を締結し、市町村に当該協定の認定申請書を提出。 ② 市町村が当該協定を認定し、農業者等に通知。 ③ 市町村→都道府県→国の流れで交付金の交付申請書を提出。 ④ 国→都道府県→市町村の流れで交付金の交付決定を通知。 ⑤ 国→都道府県→市町村→農業者等の流れで交付金を交付。 		
備考	—		
連絡先	農林水産省 農村振興局農村政策部 中山間地域振興課 中山間整備推進室	TEL：03-3502-8359 FAX：03-3592-1482 URL： http://www.maff.go.jp/j/nousin/tyusan/siharai_seido/index.html	

農林水産省 20

施策名	山村振興法に基づく地方税の不均一課税に伴う減収補填	予算額(百万円)	—
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	山村振興法（昭和40年法律第64号）第14条		
概要	認定法人が、振興山村の区域内において、森林・農用地の保全事業等の用に供する設備を新設又は増設した場合に係る不動産取得税や固定資産税について、地方公共団体が不均一課税をした場合、地方交付税による補填を措置。		
対象者	認定法人が事業を実施する振興山村の区域を含む地方公共団体		
対象事業	振興山村の区域内で認定法人が実施する保全事業等のうち以下の事業。 ・ 森林・農用地等の保全事業 ・ 地域の農林産物の製造・加工事業		
支援内容	地方公共団体が地方税の不均一課税を行った場合の減収補填措置。		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール (予定でも可)	—		
備考	—		
連絡先	農林水産省 TEL : 03-3502-6005 農村振興局農村政策部 FAX : 03-3592-1482 中山間地域振興課		

農林水産省 2 1

施策名	中山間地域活性化資金	
	予算額(百万円)	—
		区分(新規・継続・変更)
		継続
根拠法令等	株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）別表第1の第11号及び第13号	
概要	<p>地勢等の地理的条件が悪く、農業生産条件が不利な中山間地域において、農林漁業を総合的に振興して地域の活性化を図るため、</p> <p>① 農林畜水産物の付加価値の向上と販路の拡大を図る「加工流通施設」</p> <p>② 農地、森林等の農林漁業資源を活用した「保健機能増進施設」</p> <p>③ 農業の担い手の定住化を促進するための「生産環境施設」</p> <p>の整備を地方公共団体、民間事業者の技術、ノウハウを活用しつつ強力に促進する。</p>	
対象者	<p>① 中山間地域農林畜水産物を原材料として使用する製造・加工事業、当該産物・その加工品の販売事業であって、中山間地域の農林漁業の振興に資すると認められるものを営む者</p> <p>② 農林漁業者又は農林漁業者と農林漁業資源の利用契約、生産物の採取契約等を締結し、農林漁業の生産力を直接維持増進させる事業を行う者</p> <p>③ 農林漁業又は塩業を営む者の組織する法人（これらの者又は地方公共団体が主たる構成員、出資者であるか又は基本財産の過半を拠出している法人で農林漁業の振興を目的とするものを含む。）</p>	
対象事業	<p>① 中山間地域農林畜水産物を原材料として使用する製造・加工事業、当該産物・その加工品の販売事業であって、新商品・新技術の研究開発・利用又は需要の開拓を行うのに必要な施設の改良・造成・取得、それらを行うための特別の費用（試験研究費等）の支出又は権利（特許権、実用新案権等）の取得</p> <p>② 体験農園、体験牧場、林間スキー場、林間キャンプ場、森林植物園、林間コテージ、林間遊歩道、釣り場、潮干狩場、遊漁船等利用施設 等</p> <p>③ 活動管理休養施設、多目的研修集会施設、健康増進施設、技術拠点施設、情報連絡施設、廃棄物処理施設、簡易給排水施設、集落道 等</p>	
支援内容	<p>■貸付利率（平成24年4月18日現在）</p> <p>①・② 0.95%～1.45%</p> <p>③ 1.40%</p> <p>※最新の利率は、こちら（http://www.jfc.go.jp/a/finance/rate.html）でご確認下さい。</p> <p>■貸付限度額</p> <p>負担する額の80%以内</p> <p>■償還期限</p> <p>①・② 15年（うち据置期間3年）以内</p> <p>③ 25年（うち据置期間8年）以内</p>	
変更のポイント	—	
支援手続スケジュール（予定でも可）	<p>最寄りの株式会社日本政策金融公庫の窓口まで、お問い合わせ下さい。</p> <p>→ http://www.jfc.go.jp/a/finance/fund.html</p>	
備考	—	
連絡先	<p>農林水産省 TEL : 03-3502-6005</p> <p>農村振興局農村政策部 FAX : 03-3592-1482</p> <p>中山間地域振興課 URL : http://www.jfc.go.jp/a/finance/fund.html</p>	

農林水産省 2 2

施策名	食と地域の交流促進対策交付金	予算額(百万円)	1,364
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	食料・農業・農村基本法第36条		
概要	農林漁業者の所得向上と集落の維持・再生を図るため、食を始めとする豊かな地域資源を活かし、創意工夫に富んだ集落ぐるみの都市農村交流等を促進する多様な取組を支援。		
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ○食と地域の交流促進集落活性化対策は集落等 ○食と地域の交流促進支援対策は民間団体 ○都市農業振興整備対策は民間団体、市町村 		
対象事業	<p>以下の取組が支援の対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ○食と地域の交流促進集落活性化対策 食を始めとする豊かな地域資源を活かし、農山漁村を教育、観光などの場として活用する、集落ぐるみの多様な都市農村交流等を促進する取組。 ○食と地域の交流促進支援対策 個々の集落では対応できない専門的・技術的課題を調査研究し、その成果を全国各地域の都市農村交流等の取組拡大につなげる民間団体の取組。 ○都市農業振興整備対策 都市住民の理解を促進しつつ都市農業を振興するために必要な市民農園の整備等の民間団体及び市町村が行う取組。 		
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ○食と地域の交流促進集落活性化対策 定額（1地区1年当たり220万円を上限）。事業実施期間は2年以内（ただし、一部取組は1年以内）。 ○食と地域の交流促進支援対策 定額。事業実施期間は1年以内。 ○都市農業振興整備対策 定額（1/2）。事業実施期間は1年以内。 		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール (予定でも可)	<p>支援を受ける手順は以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 支援を受けようとする者は、農林水産省が行う公募に際し、事業実施提案書を作成し応募する。 ② 農林水産省は、選定審査委員会において事業実施提案書を審査し、採択者には採択通知を、不採択者には不採択通知を送付する。 ③ 採択された者は、交流促進計画を作成するとともに農林水産省に送付し、農林水産省は同計画を審査し承認する。 ④ 同計画の承認を受けた者は、交付金交付申請書を農林水産省に提出し、農林水産省は同申請書を審査し、交付決定を行う。 ⑤ 交付決定を受けた者は、補助事業を実施し、事業完了後、交付金実績報告書を農林水産省に提出する。 ⑥ 農林水産省は、同報告書を審査し交付金の額を確定するとともに、交付金を交付する。 		
備考	—		
連絡先	農林水産省 農村振興局都市農村交流課	TEL : 03-3502-0030 FAX : 03-3502-6340 URL : http://www.maff.go.jp/i/nousin/kouryu/kouryu_koufukin.html	

農林水産省 23

施策名	農山漁村ふるさと応援推進事業	予算額(百万円)	40
		区分(新規・継続・変更)	新規
根拠法令等	食料・農業・農村基本法第36条		
概要	都市住民、企業、NPO等国民各層が農林水産業の生産活動や農山漁村集落の共同活動等を支援する取組を促進するための、ボランティア活動に係る農山漁村のニーズと参加希望者のマッチングを実施。		
対象者	農林漁業者の組織する団体、NPO法人、大学、企業等		
対象事業	<p>人口減少や高齢化の進行により活力が低下した農山漁村における生産活動や集落の共同活動を支援する都市住民、企業、NPO等国民各層が農山漁村を応援する取組を促進するため、農山漁村におけるボランティアニーズとボランティア参加希望者とのニーズのマッチングに係る次に掲げるもの。</p> <p>1 調査・調整業務 地域の実情に応じてボランティアコーディネータを配置するなど、農山漁村における多様なボランティアニーズの調査及びボランティア活動内容等の調整</p> <p>2 ポータルサイトの運營業務 平成23年度食と地域の絆づくり被災地緊急支援事業実施要綱（平成23年11月21日付23農振第1876号農林水産事務次官依命通知）等に基づく被災農山漁村ふるさと応援対策により、国が構築したポータルサイトについて、国からの貸与を受けるとともに、これを活用した農山漁村を応援するボランティア活動に関する普及・啓発及びマッチングを推進</p>		
支援内容	<p>補助率は、予算の範囲内で定額。 ただし、事業実施により収益が生じた場合は、その収益に相当する額を減額して交付。 支援対象期間は、当該事業年度のみ。</p>		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール(予定でも可)	<p>補助金の交付を受ける手順は、以下のとおり。</p> <p>① 申請者が提案書を作成、農村振興局長へ提出。 ② 提出された提案書について選定審査委員会で審査を行い、農村振興局長が選定。 ③ 農村振興局長から申請者へ、通知書（採択又は不採択）を通知。 ④ 採択通知を受けた申請者は、1月以内に事業実施計画書を農村振興局長に提出。 ⑤ 農村振興局長は、提出された事業実施計画書を承認後、申請者へ補助金割当通知書を送付し、事業の取組に割当される補助金の額を通知。 ⑥ 申請者は、割当された額を踏まえ、補助金交付申請後を作成し、農村振興局長に提出。 ⑦ 申請者は、農村振興局長送付される補助金の交付決定通知受領後、事業を開始。 （これ以前に発生した経費や事業完了後に発生した経費は、補助金の対象外） ⑧ 申請者は、事業実施年度の翌年度の4月10日又は事業完了の日から起算して1月を経過したいずれか早い日までに、農村振興局長へ実績報告書、領収書等の写しを提出。 ⑨ 農村振興局長は、提出された実績報告書、領収書等の写しについて審査し、交付決定額の範囲内で補助金の額を確定し、申請者へ確定通知を送付。</p>		
備考	—		
連絡先	農林水産省 農村振興局 農村政策部 都市農村交流課	TEL : 03-3502-0030 FAX : 03-3595-6340 URL : http://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/furusato.html	

農林水産省 2 4

施策名	特定地域振興生産基盤整備事業	予算額(百万円)	7,237
		区分(新規・継続・変更)	変更
根拠法令等	土地改良法第85条、土地改良法施行令第50条		
概要	<p>島しょ地域における産業は、その地理的条件等から農業を始めとする第1次産業が基幹産業となっている。しかしながら、島しょ地域では水源が乏しく、農業は干ばつ被害を受けやすいことから、国営土地改良事業等により水源の整備を実施してきているところ。農業用水を確保し、生産性向上を図るための農業生産基盤の整備は、島しょ地域の農業生産力を支える重要な役割を担うものであり、このため、島しょ地域における生産基盤の整備を機動的かつ効率的に実施。</p>		
対象者	都道府県、事業指定法人		
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 沖縄県、奄美群島、離島において実施する以下の事業。 ・ 国営土地改良事業と一体となって行う事業であること（ただし、草地畜産基盤整備事業にあっては受益面積が30ヘクタール以上であること）。 1. 農地整備事業 2. 草地畜産基盤整備事業 3. 水利施設整備事業 4. 農地防災事業 5. 総合事業（1. ～ 4. の事業のうち2以上の事業を総合的に施行する事業） 		
支援内容	対象事業の実施に要する経費に充てるため、事業実施主体に対し、それぞれの事業の事業費の50%等の補助金を国から交付する。		
変更のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農地整備事業の実施に必要な実施計画等の策定を追加。 ・ 事業の円滑な推進に必要な農村環境計画の策定を追加。 		
支援手続スケジュール (予定でも可)	<p>交付を受ける手順は、以下のとおり。</p> <p>①都道府県は、事業の採択を希望する年度の前年度の11月末までに、事業採択申請書等を地方農政局等を経由して農林水産省へ提出。</p> <p>②農林水産省において個別地区を審査の結果、採択の場合は地方農政局長等を経由し、都道府県に採択を通知。</p>		
備考	—		
連絡先	農林水産省 農村振興局 整備部 水資源課 水利資源利用推進班	TEL : 03-3502-6246 FAX : 03-5511-8252 URL : http://www.maff.go.jp/j/aid/hozyo/2012/nouson/pdf/31.pdf	

農林水産省 25

施策名	農地・水保全管理支払交付金	予算額(百万円)	24,695																																																																								
		区分(新規・継続・変更)	新規																																																																								
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・食料・農業・農村基本計画第3の3(4)③ ・土地改良長期計画第3の3 政策目標6の(1) 																																																																										
概要	<p>農地・農業用水等の資源は、地域共同の活動により保全管理されてきたところであるが、農村における過疎化、高齢化、混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、その適切な保全管理が困難となっている状況にある。</p> <p>また、農地・農業用水等の保全に際しては、農村の自然環境や景観の保全・形成等の多面的機能への国民の要請、ゆとりや安らぎといった国民の価値観の変化等の視点も踏まえた対応が必要である。加えて、農地周りの農業用排水路等施設の老朽化への対応や集落機能の維持向上の観点から、地域主体の保全管理の取組を強化することが重要となっている。</p> <p>このため、地域共同による農地・農業用水等の資源の保全管理活動やその一環として行う農村環境の保全活動に加え、農地周りの農業用排水路等施設の長寿命化や水質・土壌等の高度な保全のための取組に対し支援を行うもの。</p>																																																																										
対象者	<p>1) 共同活動への支援 交付先: 地域協議会等 ※地域協議会等は、共同活動を行う組織に対して交付金を交付</p> <p>2) 向上活動への支援 交付先: 農業者等の組織する団体等</p>																																																																										
対象事業	<p>1) 共同活動への支援 市町村と活動組織との間の協定等に基づき活動組織等が実施する、①農地、水路等の基礎的な保全管理活動(水路の草刈り・泥上げ、農道の砂利補充など)、②農村環境の保全のための活動(生物多様性保全、景観形成など)</p> <p>2) 向上活動への支援 市町村と活動組織との間の協定等に基づき活動組織等が実施する、①施設の長寿命化のための活動(農業用排水路等の補修・更新など)、②高度な農地・水の保全活動(水質、土壌、地域環境の保全のための高度な取組)、③農地・水・環境保全組織の取組(組織の設立、地域資源保全プランの策定など)</p>																																																																										
支援内容	<p>活動を行う区域の農地面積に応じて交付金を交付。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="4">共同活動への支援</th> <th colspan="4">向上活動(施設の長寿命化のための活動)への支援</th> <th colspan="4">向上活動(高度な農地・水の保全活動)への支援</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="2">10aあたり単価</th> <th colspan="2"></th> <th colspan="2">10aあたり単価</th> <th colspan="2"></th> <th colspan="2">10aあたり単価</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>都府県</th> <th>北海道</th> <th colspan="2"></th> <th>都府県</th> <th>北海道</th> <th colspan="2"></th> <th>都府県</th> <th>北海道</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水田</td> <td>4,400円</td> <td>3,400円</td> <td>水田</td> <td>4,400円</td> <td>3,400円</td> <td>水田</td> <td>500/1,000/2,000円</td> <td>500/1,000/1,500円</td> <td>草地</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>畑</td> <td>2,800円</td> <td>1,200円</td> <td>畑</td> <td>2,000円</td> <td>600円</td> <td>畑</td> <td>500/1,000/1,500円</td> <td>500/1,000円</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>草地</td> <td>400円</td> <td>200円</td> <td>草地</td> <td>400円</td> <td>400円</td> <td>草地</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><small>・国と地方公共団体の支援の合計額 ・交付額は、上表の単価に交付対象農用地面積を乗じて算出</small></p>			共同活動への支援				向上活動(施設の長寿命化のための活動)への支援				向上活動(高度な農地・水の保全活動)への支援						10aあたり単価				10aあたり単価				10aあたり単価				都府県	北海道			都府県	北海道			都府県	北海道	水田	4,400円	3,400円	水田	4,400円	3,400円	水田	500/1,000/2,000円	500/1,000/1,500円	草地	-	-	畑	2,800円	1,200円	畑	2,000円	600円	畑	500/1,000/1,500円	500/1,000円				草地	400円	200円	草地	400円	400円	草地					
共同活動への支援				向上活動(施設の長寿命化のための活動)への支援				向上活動(高度な農地・水の保全活動)への支援																																																																			
		10aあたり単価				10aあたり単価				10aあたり単価																																																																	
		都府県	北海道			都府県	北海道			都府県	北海道																																																																
水田	4,400円	3,400円	水田	4,400円	3,400円	水田	500/1,000/2,000円	500/1,000/1,500円	草地	-	-																																																																
畑	2,800円	1,200円	畑	2,000円	600円	畑	500/1,000/1,500円	500/1,000円																																																																			
草地	400円	200円	草地	400円	400円	草地																																																																					
変更のポイント	<p>広域で地域資源の保全管理を行う等の多様な体制を整備しつつ、老朽化が進む農地周りの水路等の施設の長寿命化の取組や、水質・土壌などの高度な保全活動への支援を拡充。また、仕組みの簡素化を実施。</p>																																																																										
支援手続スケジュール(予定でも可)	<p>支援を受ける手順は、以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①農業者及び非農業者からなる活動組織等を設立 ②地域で取り組むそれぞれの活動の計画を活動組織等において策定 ③市町村と活動組織の間で協定を締結等 ④活動組織等から地域協議会等に、採択申請及び交付申請に関する書類を提出 																																																																										
備考	—																																																																										
連絡先	<p>農林水産省 TEL: 03-6744-2447</p> <p>農村振興局整備部農地資源課 FAX: 03-3592-0302</p> <p>農地・水保全管理室 URL: http://www.maff.go.jp/i/nousin/kankyo/nouti_mizu/index.html</p>																																																																										

農林水産省 26

施策名	耕作放棄地再生利用緊急対策交付金	予算額(百万円)	2,726 (所要額)
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	食料・農業・農村基本法第23条、農地法(第30条等)		
概要	平成22年3月30日に閣議決定した食料・農業・農村基本計画においては、食料自給率の向上には461万haの農地の確保が必要とされている。平成21年の農地面積461万haをベースに過去の農地減少のすう勢を踏まえると、農地転用や耕作放棄地発生の抑制を考慮してもなお既に荒廃している耕作放棄地の再生利用が不可欠であり、本対策により農業上重要な地域を中心に荒廃した耕作放棄地の再生利用を図る。		
対象者	交付先：道府県耕作放棄地対策協議会 ※道府県協議会に造成された基金から、市町村段階で設置される地域耕作放棄地対策協議会を経由し、貸借等により耕作放棄地を再生・利用する者（農業者、農業者組織、農業参入法人等）に交付。（協議会による直接実施も可能）		
対象事業	荒廃した耕作放棄地を引き受けて作物生産を再開する農業者、農業者組織、農業参入法人等が行う再生作業や土づくり、作付・加工・販売の試行、必要な施設の整備等の取組を総合的に支援。 1. 耕作放棄地を再生利用する活動への支援 荒廃した耕作放棄地の再生作業（雑草・雑木の除去、土づくり等）や再生農地への作物の導入、試験販売等の取組を支援。 2. 施設等の整備への支援 耕作放棄地の再生利用に必要な基盤整備（用排水施設の整備等）や農業用機械・施設、貯蔵施設、農業体験施設等の整備を支援。		
支援内容	再生利用者が実施する取組内容に応じて、次のとおり交付 ① 耕作放棄地を再生利用する活動への支援 ア再生作業（雑草・雑木の除去等）及び土づくり（肥料、有機質資材の投入等） ・定額支援【5万円/10a】（重機を用いて行う場合等【1/2以内等】） ・土づくり（2年目に必要な場合のみ）【2.5万円/10a】 イ営農定着（再生農地への作物の導入等）【2.5万円/10a】 ウ経営展開（試験販売、実証ほ場の設置・運営等）【定額】 ② 施設等の整備への支援 ・基盤整備（用排水施設の整備等）、乾燥調整貯蔵施設、集出荷貯蔵施設、農業体験施設（市民農園等）、農業用機械・施設等の整備【1/2以内等】 ・小規模基盤整備【2.5万円/10a】 ◇戦略作物等を栽培する場合は、土地所有者による再生作業及び農用地区域外（市街化区域は除く）における取組についても支援対象		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール(予定でも可)	支援を受ける手順は、以下のとおり。 ①地域協議会又は再生利用者が土地所有者と土地利用調整を行う ②地域協議会が集落単位等個々の地区単位で再生利用実施計画を策定 ③地域協議会が再生利用実施計画を添えて道府県協議会へ交付申請 ④道府県協議会は地域協議会からの交付申請を受けて、造成した基金から必要額を交付 ⑤再生利用者が耕作放棄地を再生・利用する取組を実施（地域協議会から再生利用者への交付は概算払、精算払のどちらでも可能。また地域協議会又はその会員が直接取組を実施することも可能） ⑥取組完了後、再生利用者は実績報告書を整理し地域協議会へ報告		
備考	—		
連絡先	農林水産省 農村振興局農村計画課 耕作放棄地活用推進室	TEL：03-6744-2195 FAX：03-3501-9580 URL： http://www.maff.go.jp/j/nousin/tikei/houkiti/index.html	

農林水産省 27

施 策 名	戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業	予算額(百万円)	25,933
		区分(新規・継続・変更)	変更
根拠法令等	土地改良法第85条、土地改良法施行令第50条		
概 要	<p>農業者戸別所得補償制度等の生産・経営関係施策の円滑な実施を図るためには、戦略作物(麦、大豆等)や地域振興作物の生産性を向上させる農地や農業用排水施設等の農業生産基盤の整備が重要である。</p> <p>このため、本事業は、効率的な生産が可能なまとまった農地が広がる地域であって戦略作物の生産拡大や耕地利用率の向上等に取り組む地域を対象として、地域のニーズに応じた農業生産基盤の整備を行うことで、生産・経営関係施策と相まって、食料自給率の向上と農業の多面的機能の維持を目指すものである。</p>		
対 象 者	事業実施主体: 都道府県、事業指定法人		
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における農業の振興方向、営農目標、生産基盤整備の内容、営農支援の体制等を定めた営農目標推進整備計画を作成して行う以下の事業。 ・国営土地改良事業または水資源機構営事業と一体となつて行う事業であること(ただし、草地畜産基盤整備事業にあつては受益面積がおおむね200ヘクタール以上であること)。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 農地整備事業 2. 草地畜産基盤整備事業 3. 水利施設整備事業 4. 農地防災事業 5. 総合事業(1. ～4. の事業のうち2以上の事業を総合的に施行する事業) 		
支援内容	対象事業の実施に要する経費に充てるため、事業実施主体に対し、それぞれの事業の事業費の50%等の補助金を国から交付する。		
変更の ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・農地整備事業をより一層効率的・効果的に推進していくため、事業前の実施計画策定等を追加するとともに、事業後の営農指導等に不可欠な単収等の調査を追加 ・麦・大豆等の生産拡大を促進していくため、受益面積20ha以上の水田地帯における排水機、排水路等の単独整備が引き続き実施できるよう、水利施設整備事業(排水対策特別型)を継続 		
支援手続 スケジュール (予定でも可)	<p>交付を受ける手順は、以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 都道府県は、事業の採択を希望する年度の前年度の11月末日までに、事業採択申請書等を地方農政局等を経由して農林水産省に提出 ② 農林水産省において個別地区を審査の結果、採択の場合は都道府県に採択を通知 		
備 考	—		
連絡先	農林水産省 農村振興局整備部農地資源課 経営体育成基盤整備推進室 経営体育成事業企画班	TEL: 03-6744-2208 FAX: 03-3592-0302 URL: http://www.maff.go.jp/j/nousin/keiiku/kobetsukiban/kobetsukiban.html	

農林水産省 2 8

施策名	海岸事業	予算額(百万円)	3,897の内数
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	海岸法第6条、第27条		
概要	津波、高潮、波浪等による被害を防止するために必要な海岸保全施設の整備により、国民の生命・財産について所要の安全性を確保。		
対象者	直轄事業、都道府県・市町村（海岸管理者）		
対象事業	○海岸保全施設整備事業 国民経済上、及び民生安定上重要な地域を高潮、津波、波浪による浸水災害や波浪による海岸の侵食等から未然に防ぐため、海岸保全施設の新設又は改良等を行う事業。		
支援内容	補助率 2/3等 [直轄事業] 1/2等 [補助事業]		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール (予定でも可)	[直轄事業] 国は当該海岸保全施設が国土の保全上特に重要なものであると認められるときは、海岸管理者に代わって自ら当該海岸保全施設の新設、改良又は災害復旧に関する事業を実施する。 [補助事業] 海岸管理者は海岸管理上、海岸保全施設の新設又は保全等の必要が生じた場合は、事業の採択申請を行うことができる。		
備考	—		
連絡先	農林水産省 農村振興局 整備部 TEL : ①03-6744-2199 FAX: ①03-3592-1987 防災課 海岸・防災計画班① ②03-3502-5304 ②03-3581-0325 URL : ① http://www.maff.go.jp/j/nousin/bousai/bousai_saigai/b_kaigan/index.html ② http://www.jfa.maff.go.jp/j/gyoko_gyozyo/g_zigyokaigan/index.html 水産庁 漁港漁場整備部 防災漁村課 海岸班②		

農林水産省 29

施策名	災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業		予算額(百万円)	災害復旧事業費等の内数
			区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	—			
概要	当該年発生洪水、台風等により大規模に海岸に漂着した流木及びゴミ等が、海岸保全施設の機能を阻害することとなる場合に、緊急的にこれらの流木及びゴミ等の処理を実施。			
対象者	都道府県・市町村（海岸管理者）			
対象事業	海岸に漂着した流木及びゴミ等並びに外国から海岸に漂着したものと思われる流木及びゴミ等の集積・選別・積込・運搬及び焼却等の処分等。			
支援内容	補助率 1 / 2			
変更のポイント	—			
支援手続スケジュール(予定でも可)	海岸保全区域内、堤防、突堤、護岸、胸壁、離岸堤、砂浜等の海岸保全施設の区域及びこれら施設から1km以内の区域に漂着し、その漂着量が1,000m ³ 以上のものについて、海岸管理者である都道府県及び市町村の申請に基づき事業を実施する。			
備考	—			
連絡先	農林水産省 農村振興局 整備部 防災課 海岸・防災計画班①	TEL : ①03-6744-2199 ②03-3502-5304	FAX: ①03-3592-1987 ②03-3581-0325	URL : ① http://www.maff.go.jp/j/nousin/bousai/bousai_saigai/b_kaigan/index.html ② http://www.jfa.maff.go.jp/j/gyoko_gyozyo/g_zigyo/kaigan/index.html
	水産庁 漁港漁場整備部 防災漁村課 海岸班②			

農林水産省 30

施策名	農山漁村地域整備交付金	予算額(百万円)	9,614
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	土地改良法第2条第2項、森林法第41条、第193条、海岸法第27条		
概要	地方公共団体が農山漁村地域のニーズにあった計画を自ら策定し、農業農村、森林、水産各分野における公共事業を自由に選択して行う整備に対して支援。		
対象者	交付先：都道府県、市町村 実施主体：都道府県、市町村、土地改良区、森林組合、森林整備法人、漁協等		
対象事業	農業農村分野：農用地整備、農業用排水施設整備等 森林分野：路網整備、予防治山等 水産分野：漁港漁場整備、海岸保全施設整備等 効果促進事業		
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都道府県又は市町村は、農山漁村地域整備の目標等を記載した農山漁村地域整備計画を策定し、これに基づき事業を実施。 ○ 以下の事業を総合的に実施できる。 <ul style="list-style-type: none"> ①農業農村分野：農用地整備、農業用排水施設整備等 ②森林分野：路網整備、予防治山等 ③水産分野：漁港漁場整備、海岸保全施設整備等 ④効果促進事業 <p style="margin-left: 20px;">農山漁村地域整備計画の目標を達成するため、上記事業①～③と一体となって事業効果を高めるために必要な事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国から都道府県に交付金を交付[※]し、都道府県は自らの裁量により地区毎に配分可能。また、都道府県の裁量で地区間の融通が可能。(※水産分野の一部事業については、市町村への直接交付も可能。) 		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール(予定でも可)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地方の事業ニーズに基づいた農山漁村地域整備計画に基づき、国は予算の範囲内で都道府県に交付金を交付。 ○ 都道府県は自らの裁量により個別地区に交付金を交付。 		
備考	—		
連絡先	農林水産省 TEL：03-6744-2200 農村振興局整備部農村整備官 FAX：03-3501-8358		

農林水産省 3 1

施策名	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金	予算額(百万円)	4,075
		区分(新規・継続・変更)	変更
根拠法令等	農山漁村活性化法第6条第2項		
概要	地方公共団体が地域の自主性と創意工夫により、定住者や滞在者の増加などを通じた農山漁村の活性化を図る計画を作成し、国は、その実現に必要な施設整備を中心とした総合的取組を交付金により支援。		
対象者	交付先：都道府県、市町村 事業実施主体：都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合、水産業協同組合、森林組合、NPO法人、農林漁業者等の組織する団体 など		
対象事業	① 定住等の促進に資する農林漁業の振興を図るための生産基盤及び施設の整備 (基盤整備、生産機械施設、処理加工・集出荷貯蔵施設、新規就業者技術習得管理施設) ② 定住等を促進するための集落における排水処理施設その他の生活環境施設の整備 (簡易給排水施設、防災安全施設、農山漁村定住促進施設) ③ 農林漁業の体験のための施設その他の地域間交流の拠点となる施設の整備 (地域資源活用総合交流促進施設、農林漁業体験施設、自然環境等活用交流学习施設) ④ その他農林水産省令で定める事業 (遊休農地解消支援、自然・資源活用施設) ⑤ ①から④の事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業又は事務 (創意工夫発揮事業(地域が提案する事業))		
支援内容	交付率：定額 ただし、国における交付限度額算定のための交付率は、定額、1/2、2/3、5.5/10、4.5/10、4/10、1/3、3/10(沖縄県 1/2、2/3、8/10)(奄美 1/2、6/10、5.2/10)以内		
変更のポイント	・H24年度より、都道府県、政令市及び沖縄県分を地域自主戦略交付金及び沖縄振興公共投資交付金(農山漁村活性化対策整備に関する事業)へ移行(一部事業を除く)。		
支援手続スケジュール(予定でも可)	交付金を受ける手順は、以下のとおり。 ① 都道府県又は市町村が単独で又は共同して活性化計画を策定し、農林水産省に提出。 ② 農林水産省が交付対象計画を決定の上、予算を割当。 ③ 都道府県又は市町村が農林水産省に交付金の交付を申請。 ④ 農林水産省から交付金を支給。 ※活性化計画の提出は初年度のみ。その後は、毎年度2月15日までに交付金年度別事業実施計画書を提出。		
備考	・計画策定主体(都道府県又は市町村)は、計画目標年度の翌年度に事後評価を行い、その結果については学識経験者等第三者の意見を聞いた上で公表する必要あり。		
連絡先	農林水産省 農村振興局整備部農村整備官	TEL : 03-3501-0814 FAX : 03-3501-8358 URL : http://www.maff.go.jp/j/kasseika/k_project/index.html	

農林水産省 3 2

施策名	農山漁村再生可能エネルギー導入事業（小水力等農村地域資源利活用促進事業）	予算額(百万円)	692
		区分(新規・継続・変更)	新規
根拠法令等	—		
概要	小水力等発電設備の導入に係る調査設計や協議調整の支援、低コスト小水力発電施設の導入等に向けた実証等の取組への支援。		
対象者	1. 小水力等農村地域資源利活用促進事業 事業実施主体：地方公共団体、民間団体 2. 小水力等農業水利施設利活用実証支援事業 事業実施主体：民間団体		
対象事業	1. 小水力等農村地域資源利活用促進事業 農村地域において、農業水利施設を活用した地域主導での小水力等発電施設の整備を推進するため、導入可能性の検討、調査設計、関係法令等に係る協議等の取組への支援を行う。 2. 小水力等農業水利施設利活用実証支援事業 農業水利施設を活用した地域主導での小水力等発電施設の整備を推進するため、低コスト小水力発電施設の導入や地域資源利活用の組合せによる効率的な低炭素化にかかる実証等の取組への支援を行う。		
支援内容	補助率：定額、1/2		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール (予定でも可)	事業申請の手順等は、以下のとおり。 1. 小水力等農村地域資源利活用促進事業 事業実施主体は、事業申請書を作成し、地方農政局長等に提出（事業実施主体が都道府県又は市町村以外の場合、①事業実施主体は、都道府県知事又は市町村長に事業申請書を提出し、②提出のあった都道府県知事又は市町村長は、地方農政局長等に事業申請書を提出） 2. 小水力等農業水利施設利活用実証支援事業 対象となる事業実施主体は公募により決定。（平成24年度の公募は終了）		
備考	—		
連絡先	農林水産省 農村振興局整備部農村整備官	TEL：03-6744-2209 FAX：03-3501-8358 URL：	

農林水産省 3 3

施 策 名	新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業	予算額(百万円)	3,820
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	—		
概 要	<p>本事業は、「食料・農業・農村基本計画」（平成22年3月30日閣議決定）等に位置づけられている</p> <p>○「自給率の向上」（食料自給率目標平成32年度までに50%、飼料自給率目標平成32年度までに38%、木材自給率目標平成32年度までに50%、水産物自給率目標平成29年度までに65%）</p> <p>○「農業・農村の6次産業化」（6兆円規模の新産業を農山漁村地域に創出）</p> <p>○「地球温暖化対策の強化」（温室効果ガス排出量2020年までに1990年比で25%削減）</p> <p>等の政策目標の達成に資するため、産学官が研究能力を結集し、幅広い分野の技術シーズを活用することにより、農林水産・食品産業における生産及びこれに関連する流通、加工等の現場の技術的課題の早急な解決を図る実用段階の技術開発を、提案公募方式により推進。</p>		
対 象 者	<p>下記のセクターのうち、2つ以上のセクターの研究機関等から構成される共同研究グループ</p> <p>セクターⅠ：都道府県、市町村、公立試験研究機関及び地方独立行政法人</p> <p>セクターⅡ：大学及び大学共同利用機関</p> <p>セクターⅢ：独立行政法人、特殊法人及び認可法人</p> <p>セクターⅣ：民間企業、公益法人、NPO法人、協同組合及び農林漁業者</p> <p>また、研究グループに「普及支援組織」として、都道府県普及指導センター、民間企業、協同組合等の参画が必須。</p>		
対象事業	<p>次に示す2つの研究区分において事業を推進。</p> <p>①研究成果実用型研究 本研究区分においては、以下の研究課題を対象として実施。 （i）農林水産省が推進する技術（農業新技術200Xに掲載されている技術）を生産現場へ定着させるための追加的な研究やこれらの技術を組み込んだ生産体系を構築するための研究課題 （ii）農林水産省等が実施した基礎・応用分野研究（イノベーション創出基礎的研究推進事業及び農林水産省委託プロジェクト研究）の成果を基に、実用化に結びつける研究課題</p> <p>②現場ニーズ対応型研究 本研究区分においては、農林水産・食品産業の現場の多様なニーズに対応した実用技術の開発を推進するために、現場の課題解決を早急に図る必要性が高い研究課題を対象として実施。 なお、本研究区分においては、「研究連携協定」を締結する取組を推進する観点から、「研究連携協定」に基づく研究課題については、研究費等で配慮。 また、年度途中に災害等の不測の事態が発生し、緊急に対応を要する研究課題についても本研究区分で対応。</p>		
支援内容	<p>①研究成果実用型研究 研究期間：3年以内、研究費：5千万円以内/年間</p> <p>②現場ニーズ対応型研究 研究期間：3年以内、研究費：3千万円以内/年間</p> <p>ただし、「研究連携協定」に基づく研究課題については、研究期間：3年以内、研究費：5千万円以内/年間</p> <p>また、「災害等の不測の事態」に対応した研究課題については、研究期間：原則災害等発生年度内、研究費：原則1千万円以内/年間</p>		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール (予定でも可)	<p>○研究課題の選定スケジュール</p> <p>平成24年1月6日～2月17日 応募受付期間</p> <p>～3月下旬 1次（書面）審査(※1)</p> <p>～4月中下旬 2次（ヒアリング）審査(※2)</p> <p>5月中旬 採択課題の決定・公表</p> <p>6月下旬 委託の実施（研究開始）</p> <p>※1 科学的観点及び行政的観点から、外部専門家等による書面審査を実施し、2次（ヒアリング）審査の対象課題を選考</p> <p>※2 技術・普及・実用化的観点、国民的・社会的観点及び地域貢献の観点から、外部専門家等からなる評価会において、ヒアリングを実施</p>		
備 考	—		
連絡先	農林水産省 農林水産技術会議事務局 研究推進課 産学連携室	TEL：03-6744-7044 FAX：03-3593-2209 URL： http://www.s.affrc.go.jp/docs/research_fund/2012/sinki_koubo_2012.htm	

農林水産省 3 4

施策名	地域における産学連携支援事業	予算額(百万円)	130
		区分(新規・継続・変更)	変更
根拠法令等	—		
概要	<p>全国に、知的財産の戦略的活用等、技術経営（MOT）的視点を持つ者を含む農林水産・食品産業分野の専門家を産学連携コーディネーターとして配置し、研究機関と企業等とのマッチング支援を実施するとともに、事業化可能性調査やセミナーの実施など、地域における農林水産・食品産業分野の産学連携活動を一体的に支援。これにより、農林水産・食品産業分野における共同研究の参画機関を増加させ、新産業を創出、農林水産・食品産業分野の産業規模を拡大。</p>		
対象者	<p>交付先：民間事業者 ※ 民間事業者が、地域において民間企業、大学、公立試験研究機関等を対象とする産学連携活動を一体的に支援。</p>		
対象事業	<p>農林水産・食品産業分野において、産学が連携して実施する研究開発を推進するため、同分野の高度な専門性を有するコーディネーターを全国各地に配置（知的財産の戦略的活用等、技術経営（MOT）的視点を持つ者を含む）するとともに、事業化可能性調査や技術交流展示会を実施し、産学連携活動を一体的に支援。</p>		
支援内容	<p>農林水産・食品産業分野において、異分野を含む民間企業、大学、公立試験研究機関及び研究独法等が連携して実施する研究計画の作成を促し、その参画機関を増やすため、以下の業務を実施。</p> <p>(1) 共同研究形成促進業務</p> <p>ア 研究機関の技術シーズの発掘、生産者や企業等の研究ニーズの収集</p> <p>イ 研究者や企業等の関係者間のマッチング支援、共同研究への参画機関の紹介、共同研究の計画策定支援</p> <p>ウ 外部資金の取得支援</p> <p>エ 知財マネジメント支援（研究計画立案時の知財関係の相談対応、先行特許調査など）</p> <p>オ 産学連携に係る各種支援制度や支援機関の紹介</p> <p>カ 産学連携に関する地域内の体制整備</p> <p>(2) 産学連携促進支援業務</p> <p>技術交流展示会やセミナーの開催等の各種支援業務を実施。</p>		
変更のポイント	<p>産学連携を効率的に展開するため、研究計画の策定にあたり、知的財産の戦略的活用等、技術経営（MOT）的視点の導入を支援する専門家を新たに配置。また、産学連携人材育成支援事業を廃止。</p>		
支援手続スケジュール(予定でも可)	<p>4月以降、農林水産・食品産業分野の研究に関わる専門家をコーディネーターとして全国に駐在させ、研究シーズの発掘や共同研究グループの形成等の支援を実施。また、事業化可能性調査、技術交流展示会やセミナーを開催（受託者が実施）。</p>		
備考	—		
連絡先	<p>農林水産省 農林水産技術会議事務局 研究推進課 産学連携室</p>	<p>TEL：03-6744-7043 FAX：03-3593-2209 URL：http://www.s.affrc.go.jp/docs/sangakukan.htm http://www.agri-renkei.jp</p>	

農林水産省 35

施策名	農山漁村におけるバイオ燃料等生産基地創造のための技術開発	予算額(百万円)	600
		区分(新規・継続・変更)	新規
根拠法令等	バイオマス活用推進基本法(平成21年法律第52号)第24条(技術の研究開発及び普及)		
概要	<p>「バイオマス活用推進基本計画」の2020年目標達成に向けて、今後4年の研究期間で成果が得られ、その後数年で実用化が可能と見込まれる「草本」、「木質」及び「微細藻類」バイオマスを対象に、地域の産業、生活に必要な燃料等として低コストで安定供給する技術等を開発し、新事業の創出につなげていく。</p>		
対象者	民間団体等		
対象事業	<p>研究独法、大学、企業等の研究機関からなる研究グループに委託して、次の技術等を開発。</p> <p>①草本を利用したバイオエタノールの低コスト・安定供給技術の開発。 ②林地残材を原料とするバイオ燃料等の製造技術の開発。 ③木質リグニンからの材料製造技術の開発。 ④微細藻類を利用した石油代替燃料等の製造技術の開発。</p>		
支援内容	委託費(定額)		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール(予定でも可)	<p>公募は終了済。「林地残材を原料とするバイオ燃料等の製造技術の開発」のみ追加公募中。 (参考) 公募期間：平成24年1月6日～2月21日 追加公募：平成24年5月2日～6月4日</p>		
備考	—		
連絡先	農林水産省 研究開発官(環境)室	TEL：03-3502-0536 FAX：03-3593-7227 URL： http://www.s.affrc.go.jp/index.htm	

農林水産省 36

施策名	「緑の雇用」現場技能者育成対策事業	予算額(百万円)	5,530
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	森林・林業基本法第21条		
概要	人工林資源を有効活用し、国産材の安定供給に必要な間伐や道づくり等を効率的に行える現場技能者を段階的かつ体系的に育成するため、国が、公募により選定される事業実施主体を通じて林業事業主に対し、研修等に必要な経費を助成。		
対象者	「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づき、都道府県知事から認定を受けた事業主(認定事業主)等		
対象事業	<ol style="list-style-type: none"> 1. 新規就業者の確保・育成・キャリアアップ 就業希望者を雇用して行う以下の研修等に必要な経費を支援 <ol style="list-style-type: none"> ① 林業への新規就業者の確保に向けた就業体験やガイダンス、作業実態等の理解を図るためのトライアル雇用 ② 林業経験のない方が基本的な技術を習得するための3年間のOJT研修等 ③ 現場管理責任者等に必要な知識・技術の習得するためのキャリアアップ研修 2. 森林作業道作設オペレーターの育成 丈夫で簡易な森林作業道を作設するオペレーターを育成するための研修の実施に必要な経費を支援 		
支援内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 新規就業者の確保・育成・キャリアアップ 研修生1人当たり9万円/月等を助成(上記①のトライアル雇用は3ヶ月、②のOJT研修は1年目8ヶ月、2,3年目6ヶ月を上限) 2. 森林作業道作設オペレーターの育成 研修の実施に必要な経費を助成(定額) 		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール(予定でも可)	<p>支援を受ける手順は、以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 認定事業主等が、研修計画を作成し、事業実施主体に提出。 ② 事業実施主体は、研修計画を審査し、妥当な場合に承認。 ③ 認定事業主等は、承認された研修計画に沿って、研修を実施し、その結果を事業実施主体に報告。 ④ 事業実施主体は、実績報告に基づき、認定事業主等に対し、助成金を交付。 		
備考	—		
連絡先	農林水産省(林野庁) 経営課林業労働対策室	TEL : 03-3502-1629 FAX : 03-3502-1649 URL : http://www.rinya.maff.go.jp/j/routai/koyou/index.html	

農林水産省 37

施策名	がんばれ！地域林業サポート事業	予算額(百万円)	72
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	森林・林業基本法		
概要	路網と高性能林業機械の組合せによる低コスト作業システムの普及・定着を図るため、高性能林業機械のリースによる導入を支援。		
対象者	林業事業体		
対象事業	<p>低コスト作業システムの普及・定着の促進</p> <p>○ 導入手段の多様化と入手コストの軽減等（特に初期投資の軽減と経理の簡素化）を通じた林業事業体の育成とその生産性の向上を図るため、高性能林業機械等のリースによる導入等を支援</p>		
支援内容	定額		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール (予定でも可)	<p>支援を受ける手順は、以下のとおり。</p> <p>① リース料の助成を希望する者が全国木材協同組合連合会（都道府県木材共同組合連合会を經由）に申請。</p> <p>② 全国木材協同組合連合会が審査、助成を決定。</p>		
備考	—		
連絡先	<p>TEL : 03-3502-8055</p> <p>FAX : 03-3502-1649</p> <p>URL : http://www.rinva.maff.go.jp/i/rinsei/vosankesan/pdf/24c032.pdf</p>		

農林水産省 38

施策名	地域材供給倍増事業		予算額(百万円)	1018の内数
			区分(新規・継続・変更)	変更
根拠法令等	公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律 第3条 バイオマス活用推進基本法 第23条及び第26条			
概要	<p>「平成32年度の木材自給率50%以上」という目標を達成し、木材の利用拡大による森林の適切な整備や地球温暖化防止への貢献を実現するためには、「公共建築物等木材利用促進法」の推進により住宅のみに依存しない需要構造を作るとともに、ニーズに合った地域材を最大限活用するための安定供給の推進や、木質バイオマスを含めた地域材の利用促進のための実需を拡大させる必要がある。このため、本事業では、木材産業活性化への支援や木造公共建築物等への地域材利用、地域材の差別化・信頼性向上による実需拡大のための取組を行う。</p>			
対象者	交付先：民間団体			
対象事業	<ol style="list-style-type: none"> 1. 水平連携等木材産業活性化のための支援 <ol style="list-style-type: none"> ① 木材産業等連携支援事業 ② 地域型住宅づくり支援事業 2. 公共建築物等への地域材の利用促進 <ol style="list-style-type: none"> ① 木造公共建築物の整備に係る設計段階からの技術支援 ② 木造住宅・木造公共建築物等の構造部材等仕様作成支援事業 ③ 木のまち・木のいえづくり担い手育成事業 ④ 地域材利用モデル製品の開発・普及支援 ⑤ 木材のトレーサビリティの確保 ⑥ 木材の環境貢献度表示に係る検討と技術支援 ⑦ 海外における日本産木材の認知度向上に向けた試験・実証支援 3. 木質バイオマスの利用拡大 <ol style="list-style-type: none"> ① 木質バイオマス利活用施設・木造公共建築物の整備資金等の借入に係る利子助成 ② 木質バイオマスの効率的利用を図るための技術支援 			
支援内容	定額、1/2			
変更のポイント	対象事業メニューの変更			
支援手続スケジュール(予定でも可)	公募により3月に事業実施主体を決定。			
備考	—			
連絡先	林野庁林政部木材利用課 木材産業課	TEL：03-6744-2296 TEL：03-6744-2295 URL： http://www.rinya.maff.go.jp/j/rinsei/yosankesan/pdf/24c040.pdf	FAX：03-3502-0305 FAX：03-3591-6319	

農林水産省 39

施策名	森林吸収源対策等の着実な推進 (森林整備事業・治山事業)	予算額(百万円)	178,497
		区分(新規・継続・変更)	変更
根拠法令等	森林法第41条・193条、地すべり等防止法第7条、第10条		
概要	集約化し計画的な森林整備を行う者への直接支払制度や丈夫で簡易な林業専用道の整備を行うとともに、東日本大震災の被災地等における「災害に強い森林づくり」等を推進。また、深層崩壊など激甚な災害をもたらした台風等により被災した山地等の復旧整備や津波からいのちと暮らしを守る海岸防災林の整備を通じ、安全・安心を確保。これらにより、京都議定書第一約束期間における森林吸収目標1,300万炭素トンの達成に向けた取組等を着実に推進。		
対象者	(森林整備事業) 国、都道府県、市町村、森林組合等 (治山事業) 国、都道府県		
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 森林の有する多面的機能を発揮するための、地方公共団体や森林所有者等が行う植付け、下刈り、間伐といった森林の整備や、間伐等の実施に必要な路網の整備。 ○ 大雨や地震などによる山崩れの復旧等のために行う治山施設の整備や機能の低下した保安林等の整備。 		
支援内容	○ 上記対象事業を実施する者を支援(補助率1/2、2/3、3/10等)。		
変更のポイント	○ 直接支払制度の支援対象を森林経営計画の認定を受けた者とする等。		
支援手続スケジュール(予定でも可)	事業を実施しようとする者は、事業計画を作成し、補助金の交付を申請。		
備考	—		
連絡先	農林水産省(林野庁) 森林整備部計画課	TEL : 03-3501-3842 FAX : 03-3593-9565 URL : http://www.rinva.maff.go.jp/i/rinsei/yosankesan/24gaisankk.html	

農林水産省 40

施策名	有害生物漁業被害防止総合対策事業	予算額(百万円)	578
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	閣議決定		
概要	近年、広域のかつ大規模に出現し、大きな漁業被害をもたらしている大型クラゲ等の有害生物について、混獲や破損を回避するための改良漁具の導入促進、駆除、陸上処理、日中韓による大型クラゲ国際共同調査等を総合的に支援。		
対象者	民間団体等		
対象事業	<p>(1) 大型クラゲ国際共同調査事業 日中韓の国際的枠組みの下で、東シナ海及び黄海における大型クラゲのモニタリング調査、出現予測シミュレーション技術の精度向上のための技術開発、科学情報の共有等を行うことを支援する。</p> <p>(2) 有害生物出現調査及び情報提供事業 我が国近海域における大型クラゲ等の有害生物の出現状況を把握するとともに、これらの有害生物の出現情報や出現予測情報を漁業関係者に提供することを支援する。</p> <p>(3) 改良漁具等の導入促進事業 漁連、漁協及び漁業生産組合等が行う大型クラゲ等の有害生物の混獲及びこれらの有害生物による漁具の破損を回避するための改良漁具等の導入に要する経費を助成する。</p> <p>(4) 有害生物駆除事業 漁連、漁協及び漁業生産組合等が行う大型クラゲ等の有害生物の駆除に要する経費を助成する。</p> <p>(5) 有害生物陸上処理事業 漁連、漁協及び漁業生産組合等が行う陸揚げされた大型クラゲ等の有害生物の処理及び有効利用に要する経費を助成する。</p> <p>(6) 有害生物被害軽減実証事業 トドについて、効果的な追い払い手法の実証試験、効果的な忌避手法の開発、出現実態や生態の把握を行うことを支援する。</p>		
支援内容	<p>(1) 大型クラゲ国際共同調査事業：定額</p> <p>(2) 有害生物出現調査及び情報提供事業：定額</p> <p>(3) 改良漁具等の導入促進事業：1/2</p> <p>(4) 有害生物駆除事業：定額</p> <p>(5) 有害生物陸上処理事業：定額・1/2</p> <p>(6) 有害生物被害軽減実証事業：定額</p>		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール(予定でも可)	<p>(1) の事業 公募により事業実施主体を選定し、東シナ海等の大型クラゲ発生時期より実施する調査を支援。</p> <p>(2) ～ (6) の事業 公募により事業実施主体を選定し、(2) ～ (6) の事業全体として有害生物対策基金を事業実施主体に造成。同基金より、漁業協同組合連合会等を通じ、漁業協同組合等の各事業に取り組む者に対し支援を行う。</p>		
備考	—		
連絡先	水産庁 増殖推進部漁場資源課	TEL : 03-6744-2380 FAX : 03-3502-1682 URL : http://www.ifa.maff.go.jp/i/budget/24_kettei/pdf/h24_10.pdf	03-3502-8487

農林水産省 4 1

施策名	強い水産業づくり交付金	予算額(百万円)	311 の内数
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	—		
概要	<p><経営構造改善目標> 効率的かつ安定的な漁業経営の育成に必要な水産業生産基盤としての共同利用施設等を整備。</p> <p><資源増養殖目標> 内水面漁業・養殖業の持続的かつ健全な発展と地域の活性化を図っていくために必要となる施設整備の取組を支援。</p>		
対象者	交付先：都道府県 事業実施主体：都道府県、市町村、水産業協同組合 等		
対象事業	<p>○経営構造改善目標 水産業のためのさまざまな共同利用施設等について、漁業収益力の強化、水産物流通機能の強化、労働環境の改善、燃油高騰対策の強化、ノリ養殖業構造調整・競争力強化のための支援</p> <p>○資源増養殖目標 資源回復支援の強化、さけ・ます資源の基盤強化、内水面資源の基盤強化、内水面漁業の近代化、既存施設の省エネ化等のための施設整備に対する支援</p>		
支援内容	支援対象：漁獲物荷さばき施設、水産物加工処理施設、小型漁船事故通報施設、燃油補給施設、大型ノリ自動乾燥機、種苗生産施設、魚道、産卵場造成、養殖施設、体験学習施設、既存施設の省エネ化 等 交付率：1/2、4/10、1/3、2/3、5.5/10以内 離島地区においては5.5/10以内 沖縄県においては2/3以内		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール(予定でも可)	事業実施主体が交付金の交付を受けるまでの手順は、以下のとおり。 ① 事業実施主体が事業要望を都道府県に申請。 ② 都道府県が実施主体からの事業要望をとりまとめ事業計画を作成。 ③ 都道府県が事業計画を水産庁へ提出。 ④ 水産庁が事業計画を審査の上、交付金を都道府県に交付。 ⑤ 交付金の交付を受けた都道府県は事業実施主体に交付金を配分。		
備考	—		
連絡先	水産庁 TEL：03-6744-2391、03-3502-8489 漁港漁場整備部 防災漁村課 FAX：03-3581-0325、03-6744-2386 増殖推進部 栽培養殖課 URL： http://www.jfa.maff.go.jp/j/bousai/koufukin/index.html		

農林水産省 4 2

施 策 名	離島漁業再生支援交付金	予算額(百万円)	1,235
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	—		
概 要	離島振興法の指定地域と沖縄・奄美・小笠原の各特別措置法の対象地域のうち、本土と架橋で結ばれていないなど、一定以上の不利性を有する離島を対象として、漁場の生産力の向上に関する取組などの漁業の再生に取り組む漁業集落に交付金（25世帯で構成される集落の場合340万円）の交付による支援を実施。		
対 象 者	交付先：都道府県 ※ 都道府県より市町村を通して対象漁業集落に交付。		
対象事業	対象漁業集落が行う、以下のような漁業再生活動が対象。 ○ 漁場の生産力の向上と利用に関する話し合い ○ 種苗放流、漁場の管理・改善、植樹・魚付き林の整備、海岸清掃等の漁場の生産力の向上に関する取組 ○ 新たな漁具や漁法の導入、新規漁業への着業、未利用資源の活用、高付加価値化、流通体制の改善等の集落の創意工夫を活かした取組		
支援内容	○ 一対象漁業集落（25世帯相当）当たり、340万円が基本。 ○ 事業実施期間は、平成22年度から平成26年度までの5年間。		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール (予定でも可)	交付金を受ける手順は、以下のとおり。 ① 市町村が市町村離島漁業集落活動促進計画を策定。 ② 市町村が市町村離島漁業集落活動促進計画の認定申請をし、都道府県が計画を認定。 ③ 漁業集落が市町村離島漁業集落活動促進計画に即し、集落協定を策定。 ④ 漁業集落が集落協定の認定申請をし、市町村が協定を認定。 ⑤ 市町村が対象漁業集落に交付金を交付。		
備 考	—		
連絡先	水産庁 漁港漁場整備部防災漁村課	TEL：03-6744-2392 FAX：03-3581-0325 URL： http://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/ritou/index.html	

農林水産省 4 3

施策名	産地水産業強化支援事業	予算額(百万円)	3,250
		区分(新規・継続・変更)	変更
根拠法令等	—		
概要	<p><産地水産業強化支援事業> 漁村において、漁業者団体、市町村、関係者からなる協議会により「産地水産業強化計画」を策定し、所得の向上、地先資源の増大、漁業の6次産業化等に資する取組や漁村共通の課題を調査・研究し、成果を全国に普及する活動について支援。</p> <p><施設整備支援事業> 上記の計画で必要となる施設の整備について支援。</p>		
対象者	<p>(1) 産地水産業強化支援事業 産地協議会（漁業者団体、市町村、関係者からなる協議会）、民間団体</p> <p>(2) 施設整備支援事業 市町村、水産業協同組合、民間団体等</p>		
対象事業	<p>(1) 漁村において、産地協議会により策定された「産地水産業強化計画」に基づいて計画的に行われる所得の向上、地先資源の増大、漁業の6次産業化、漁村の魅力向上に向けた取組や漁村共通の課題を調査・研究し、成果を全国に普及する活動について支援。</p> <p>(2) 上記の取組に必要となる共同利用施設等の整備について支援。</p>		
支援内容	<p>(1) 支援対象：本事業の推進に関する検討、新たなマーケットの開拓のための取組 等 交付率：1/2以内、定額</p> <p>(2) 支援対象：漁獲物鮮度保持施設、種苗生産施設、魚道、水産物加工処理施設、漁獲物荷さばき施設、燃油補給施設 等 交付率：1/3、4/10、1/2以内 （離島地区においては5/10以内、沖縄県においては2/3以内）</p>		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール(予定でも可)	<p>事業実施主体が交付金の交付を受けるまでの手順は、以下のとおり。</p> <p>① 産地協議会等は課題提案書等を水産庁に提出（公募）。</p> <p>② 水産庁が課題提案書等を審査の上、予算の範囲内で優先順位を付けて補助金交付候補者を採択。</p> <p>③ 採択された補助金交付候補者が事業計画を申請。</p> <p>④ 水産庁が事業計画を承認し、割当内示後、交付申請に基づき補助金を交付。</p>		
備考	—		
連絡先	水産庁 漁港漁場整備部 防災漁村課	TEL : 03-6744-2391 FAX : 03-3581-0325 URL : http://www.jfa.maff.go.jp/j/gyoko_gyozyo/bousai/shienjigyoku.html	

農林水産省 4 4

施策名	漁業収入安定対策事業	予算額(百万円)	31,496
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	平成22年6月閣議決定「新成長戦略」		
概要	計画的に資源管理や漁場改善に取り組む漁業者を対象として、漁業共済や漁業共済の経営安定機能に補完する形での収入安定対策を活用した対策等を実施することにより、水産資源の管理・回復を図りつつ、漁業者の収入の安定等を図る。		
対象者	漁業経営体		
対象事業	資源管理指針に基づく資源管理計画又は持続的な養殖生産の確保を図るための基本方針に基づく漁場改善計画に参加し、かつ、当該計画に記載された措置の履行が確認された漁業者が対象。		
支援内容	漁業者の資源管理の取組を強力に推進・誘導するため、計画的に資源管理に取り組む漁業者に対して、共済掛金の一部を補填するとともに、漁業経営体が拠出した積立金と国費（1：3）による資金を造成し、漁業経営体の収入が減少した場合に漁業共済（収入の原則8割まで）に上乗せして補填する（収入の原則9割まで）。		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール (予定でも可)	<p>補助を受ける手順は、以下のとおり。</p> <p>①漁業者は国又は都道府県が提示する資源管理指針に沿って資源管理計画を作成し国又は都道府県に提出。</p> <p>②国又は都道府県は漁業者から提出された資源管理計画を確認。</p> <p>③漁業者は漁業共済団体と共済契約及び積立契約を締結するとともに、当該契約に係る共済掛金及び積立金を支出。</p> <p>④漁業者は当該資源管理計画に沿って資源管理を実行。</p> <p>⑤国又は都道府県に設置される資源管理協議会は、当該資源管理の取組みについて履行確認を実施。</p> <p>⑥漁業者の収入が減少した場合、漁業共済団体は当該漁業者に対し共済契約に係る共済金及び積立契約に係る補填金の支払いを実施。</p>		
備考	—		
連絡先	水産庁 漁政部漁業保険管理官	TEL : 03-6744-2356 FAX : 03-3502-0827 URL : http://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/syotoku_hosyo/index.html	

農林水産省 45

施策名	廃船FRP漁船の魚礁等への活用実証事業	予算額(百万円)	15
		区分(新規・継続・変更)	継続
根拠法令等	—		
概要	<p>循環型社会の形成の観点からの魚礁資材の多様化が求められている中、離島等の漁業地域において、廃船となった繊維強化プラスチック（FRP）製の漁船（以下、FRP廃船という。）の魚礁等への適切な有効活用が注目を浴びている。しかしながら、FRP廃船の魚礁への有効活用については、その有効性、経済性、耐久性、環境への影響やその確保手法等が確認されていない。</p> <p>本事業では、実証試験を通してこれらの点について検証し、FRP廃船を適切に魚礁に活用するための指針を作成する。</p>		
対象者	<p>本事業は、FRP廃船を適切に魚礁に活用するための指針を作成し、都道府県、市町村等の漁場整備の事業主体に公表するものである。</p>		
対象事業	<p>事業内容は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○魚礁としての定量的効果と安定性の調査（モニタリング、分析） ○魚礁製作から設置までの一般魚礁とのコスト比較検討 ○効率的な製作手法の検討 ○調査結果の総分析・FRP廃船の魚礁への活用指針の作成 		
支援内容	<p>○本事業は、FRP廃船を適切に魚礁に活用するための指針を作成し、都道府県、市町村等の漁場整備の事業主体に公表するものである。</p>		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール(予定でも可)	<p>平成23年度～25年度に魚礁としての定量的効果と安定性の調査、魚礁製作から設置までの一般魚礁とのコスト比較検討、効率的な製作手法の検討を行い、平成25年度に指針を作成し、公表する予定。</p>		
備考	—		
連絡先	水産庁 漁港漁場整備部計画課	TEL : 03-3501-3082 FAX : 03-3581-0326 URL : http://www.jfa.maff.go.jp/	

農林水産省 4 6

施策名	漁業就業者確保・育成対策事業	予算額(百万円)	396
		区分(新規・継続・変更)	新規
根拠法令等	—		
概要	<p>漁業への就業希望者が経験ゼロからでも円滑に漁業に就業できるよう、漁業者の求人情報等の漁業就業に関する情報の提供、漁業チャレンジ講習会の開催、漁業者と漁業就業希望者のマッチングの場を提供する就業相談会の開催等を行うとともに、新規漁業就業者に対し、漁業現場での実地における長期研修を実施する等、求職者の段階に応じたきめ細かな支援を行うことにより、新規漁業就業者を確保をする。</p>		
対象者	新規漁業就業者等		
対象事業	<p>新規就業者対策事業</p> <p>① 漁業就業促進情報提供事業 漁業の就業情報の提供、都市部や地方における漁業の就業準備講習会や就業相談会の開催。</p> <p>② 新規就業者確保・育成支援事業 漁業現場での実地による長期研修（原則1年間）の支援。</p> <p>③ ベーシックスキル事業 漁業経営等に必要な技術や経理・税務等の知識の習得の支援。</p>		
支援内容	<p>① 就業情報管理・提供費、就業相談会等の開催費等を支援。</p> <p>② 受入漁業者に指導謝金として最大28.2万円/月を助成。また、研修生の安全対策等に係る経費を支援。</p> <p>③ 漁業経営等に必要な知識を習得するための講習に係る経費等を支援</p> <p>補助率：定額</p>		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール (予定でも可)	<p>支援を受ける手順は、以下のとおり。</p> <p>(1) 新規就業者確保・育成支援事業</p> <p>① 受入漁業者等が、研修計画を作成し、事業実施主体に提出。</p> <p>② 事業実施主体は、研修計画を審査し、適切な場合に承認。</p> <p>③ 受入漁業者等は、承認された研修計画に沿って、研修を実施。</p> <p>④ 事業実施主体は、実績報告に基づき、受入漁業者等に対し、指導謝金等を交付。</p> <p>(2) ベーシックスキル事業</p> <p>事業実施主体が講習会を企画。受講を希望する新規就業者を募集し、実施。</p>		
備考	—		
連絡先	水産庁漁政部企画課	TEL : 03-3502-8111	
		FAX : 03-3501-5097	
		URL : http://www.ifa.maff.go.jp/j/budget/24_kettei/pdf/h24_8s.pdf	

農林水産省 47

施策名	漁港のエコ化推進事業	予算額(百万円)	59
		区分(新規・継続・変更)	新規
根拠法令等	—		
概要	<p>漁港のエコ化を推進するため、漁港に立地する水産関係施設や既存の風力発電施設及び太陽光発電施設等を対象とした現地調査等を通じて、発電施設の漁港への設置に伴う塩害・鳥害対策、漁港内での発電と電力消費の効果的な組合せの検討手法、再生可能エネルギー導入の採算性検討手法等について解明する。</p> <p>本事業では、フィージビリティスタディーを通してこれらの点についてシミュレーションし、漁港のエコ化を全国の漁港に展開するための指針を作成する。</p>		
対象者	<p>本事業は、漁港のエコ化を全国の漁港に展開するための指針を作成し、都道府県、市町村等の漁港管理者及び漁業関係者に公表するものである。</p>		
対象事業	<p>事業内容は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○漁港に立地する水産関係施設や既存の風力発電施設等を対象とした現地調査 ○発電施設の漁港への設置に伴う塩害・鳥害対策調査 ○漁港内での発電と電力消費の効果的な組合せの検討調査 ○再生可能エネルギー導入の採算性検討調査 ○調査結果の総分析・漁港のエコ化推進のための指針の作成 		
支援内容	<p>○本事業は、漁港のエコ化を全国の漁港に展開するための指針を作成し、都道府県、市町村等の漁港管理者及び漁業関係者に公表するものである。</p>		
変更のポイント	—		
支援手続スケジュール(予定でも可)	<p>平成24年度～25年度に既存の風力等発電施設を活用したフィージビリティスタディーを実施し、漁港のエコ化推進に関する検討を行い、平成25年度に指針を作成し、公表する予定。</p>		
備考	—		
連絡先	<p>水産庁 漁港漁場整備部計画課</p>	<p>TEL : 03-3501-3082 FAX : 03-3581-0326 URL : http://www.jfa.maff.go.jp/</p>	